

基礎演習 I

担当教員 熊谷久世・徳永賢治・比屋定泰治・坂本達也・舩越優子・澤泰人・上江洲純子・金城和三
・稲福日出夫

配当年次 1年

単位区分 必

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

新入生は高校までとは異なる学習方法に関して戸惑いを感じる人が多いだろうが、こうした戸惑いを解消し、大学での勉学の方法と態度を身につけるための入門授業が「基礎演習」である。

基礎演習 I では、法学・政治学の分野にとらわれることなく広く社会事象一般を題材とし、「読む・書く・聞く・話す」を繰り返すことにより、一般的、基礎的教養を習得することを目的とする。あらゆる学問の基礎となるこれらの能力を培うことにより、専門科目を学ぶために不可欠な土台を形成することがねらいである。

【授業の展開計画】

授業は個別報告の形式で行う。毎回、まず担当者(担当グループ)がテーマに関する報告をし、簡単な質疑応答の後、受講者全員でディスカッションを行う。なお、報告者は必ずレジュメを作成し、他の受講者に配布した上で報告することが求められる。

【履修上の注意事項】

どのような素朴な意見でも、まず「言葉にしてみる」ことが重要である。基礎演習をはじめとするゼミ形式の授業の意義はまさにこの点にある。90分間ただ黙って座っているだけで、口を開くのは出席をとるときのみ、という態度では受講する意味がない。受講者には、自由な雰囲気での活発なディスカッションを期待している。

【評価方法】

出席日数および前・後期における報告等を基準として評価する。

【テキスト】

原則として指定しない(担当者によっては指定する場合がある)。

【参考文献】

各報告者のテーマに応じて、適宜指示する。

憲法 I

担当教員 井端 正幸

配当年次 1年

単位区分 必

関連資格

備考

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 4.0

【授業のねらい】

近代以降の憲法は、基本的人権の保障と統治の機構を主な構成要素としている。その理念や基本原理をふまえた上で、現実の諸問題を考えなければならない。

この講義では、基本的人権の概念とその保障のあり方、日本社会における憲法問題、憲法をめぐる最近の諸問題、などを取りあげる予定である。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容	週	授 業 の 内 容
1	ガイダンス	17	プライバシー権と個人情報の保護
2	法とは何か — 国家と法	18	ビデオ「プライバシー」視聴
3	憲法とは何か — 人権保障と立憲主義	19	表現の自由をめぐる諸問題（1）
4	基本的人権の歴史 — 近代と現代	20	表現の自由をめぐる諸問題（2）
5	二つの憲法と人権保障 — 臣民と国民	21	営業は自由にできるか
6	平和に生きる権利 — 平和主義と安全保障	22	財産権の保障と損失補償
7	「非武装」と集団的安全保障	23	人間らしく生きる権利
8	ビデオ「最高裁判所」視聴	24	教育を受ける権利と教育の自由
9	外国人に人権は保障されるか	25	働くことは権利か
10	「会社」に人権は保障されるか	26	刑事裁判と人身の自由
11	「法の下での平等」の現在 — 平等原則	27	被疑者・被告人の人権
12	ビデオ「私は男女平等を憲法に書いた」視聴	28	米軍ヘリコプター墜落事故と法的諸問題
13	人権の制約は許されるか — 違憲審査基準	29	まとめ・質問と回答
14	信教の自由と政教分離原則	30	試 験
15	表現の自由の規制と違憲審査	31	
16	知る権利と情報公開		

【履修上の注意事項】

必要に応じて講義の際に指示する。

【評価方法】

- (1) 評価の基本は学期末に行う論述試験とする。
- (2) 必要に応じて、小テストを行うかレポートの提出を求める。

【テキスト】

テキストは使用しない（講義の際にプリントを配布する予定）。ただし、六法等、日本国憲法の規定・条文が載っているものを必ず持参すること。

【参考文献】

- (1) 渡名喜庸安・井端正幸・仲山忠克編『憲法と沖縄を問う（仮題）』法律文化社
- (2) 永田秀樹・和田進編『歴史の中の日本国憲法』法律文化社
- (3) 元山健編『CD-ROMで学ぶ 現代日本の憲法』法律文化社

法学概論

担当教員 末崎 衛

配当年次 1年

単位区分 必

関連資格

備考

開講時期 通年

授業形態 一般講義

単位数 4.0

【授業のねらい】

法律というと、何か窮屈なものというイメージを持つかもしれませんが、しかし、法律（憲法を含む「法」）は、人間が自分たちの社会を成り立たせるために作るルールであり、そこには必ず作った「理由」があります。「なぜ」そのルールが作られているのかを考えながら学ぶことが、「法」の考え方を理解する近道です。

この講義では、民法、憲法、刑法など、いくつかの法分野を巡りながら、それぞれの基本にあるルールを中心に触れていきたいと思えます。

【授業の展開計画】

※期末試験は第31回に行います。

週	授 業 の 内 容	週	授 業 の 内 容
1	ガイダンス	17	刑事法②構成要件・違法性・責任
2	交通事故の法律関係	18	刑事法③刑罰とは何か
3	民法法①契約とその根拠（意思表示）	19	刑事法④刑事裁判の役割
4	民法法②契約の一生	20	刑事法⑤裁判員制度の意義
5	民法法③意思自治（私的自治）の原則	21	行政法①
6	民法法④未成年者の契約	22	行政法②
7	民法法⑤消費者契約法	23	行政法③
8	民法法⑥不法行為	24	行政法④
9	民法法⑦民事裁判の役割	25	行政法⑤
10	憲法①憲法の基本原則	26	法・裁判に関するニュースから①
11	憲法②基本的人権	27	法・裁判に関するニュースから②
12	憲法③統治の構造	28	法・裁判に関するニュースから③
13	憲法④違憲審査権①	29	法・裁判に関するニュースから④
14	憲法⑤違憲審査権②	30	まとめ・補足
15	中間試験	31	
16	刑事法①犯罪とは何か		

【履修上の注意事項】

『ポケット六法』等の学習用六法を必ず持参すること。

普段から、新聞・テレビなどで法に関するニュースをみておくこと。

【評価方法】

中間試験・期末試験の成績によって評価しますが、補足的に出席状況等を加味することがあります。

また、必要に応じて、確認のための小テストまたはレポート課題を課すことも考えており、実施した場合には提出の有無、内容も加味します。

【テキスト】

使用しません。レジュメを配布します。

【参考文献】

講義の中で必要に応じて紹介します。

法思想史

担当教員 徳永 賢治

配当年次 1年

単位区分 選択

関連資格

備考

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 4.0

【授業のねらい】

本講義では、実定法上の若干の基礎的法概念（例えば、裁判、人権、主権、所有、契約、家族、犯罪、刑罰など）が、どのような歴史的文脈を経て、現行日本法に規定されるに至ったのか、また日本法（および沖縄を含む島嶼法）にはどのような特色があるのかを、比較法思想史的視点から論じる。

【授業の展開計画】

過去（親）がなければ現在（子）はないのであるから、現代の日本法を理解するには、それを生み、育てた、また遺傳的に継受したりしなかったりした以前の時代・他地域の母法を理解することが有益である。

現行の日本法には直接のまた間接のたくさんの親があるが、母法と子法との間で、同じないし類似する言葉（law, droit, Recht, lex, ius, η ο μ ο ζ, sharia, dharma, 法など）が使われていても、時代や場所や社会が違っていると、その言葉の意義（起源、用法、目的）は異なることが多いし、逆に、違う言葉が使われていても同様な機能を果たす体系が存在することもある。

〔講義計画〕

- | | |
|---------------|-------------------|
| 1. 法思想史の現代的課題 | 16. 古代ギリシャの法思想 |
| 2. 日本法思想 | 17. ストア派の法思想 |
| 3. ユダヤ法思想Ⅰ | 18. ローマの法思想Ⅰ |
| 4. ユダヤ法思想Ⅱ | 19. ローマの法思想Ⅱ |
| 5. イスラム法思想Ⅰ | 20. ローマの法思想Ⅲ |
| 6. イスラム法思想Ⅱ | 21. アウグスティヌスの法思想 |
| 7. イスラム法思想Ⅲ | 22. T. アクィナスの法思想 |
| 8. イスラム法思想Ⅳ | 23. 教会法と中世教会法裁判所 |
| 9. ヒンドゥー法思想Ⅰ | 24. 中世自然法思想の近代的批判 |
| 10. ヒンドゥー法思想Ⅱ | 25. M. ルターの法思想 |
| 11. ヒンドゥー法思想Ⅲ | 26. H. グロチウスの法思想 |
| 12. 中国法思想Ⅰ | 27. T. ホッブスの法思想 |
| 13. 中国法思想Ⅱ | 28. J. ロックの法思想 |
| 14. 中国法思想Ⅲ | 29. J. ベンサムスの法思想 |
| 15. 中間試験 | 30. 期末試験 |

【履修上の注意事項】

講義は、教科書を用いて行うが、教科書通りの順序・内容ではなく、現在の我々からみて重要と思われる部分に力点をおく。講義初日に受講希望者に対して履修上の注意事項を書いた用紙を配布する。登録調整期間中の2回目の講義時に、各自サインしたこの用紙を提出した学生だけが履修可能となる。

講義は、法思想史を勉強する場合のあくまでも一つの刺激にすぎない。受講生は、教科書だけではなく、隣接する社会科学の諸文献にも広く目を通して欲しい。

【評価方法】

- (1) 期末試験を行う。
- (2) 出題の意図・趣旨とずれている答案、板書内容を箇条書きしただけの答案、結論を一言だけ書きそこに至る筋道が示されていない答案等は、評価の対象とならない可能性がある。
- (3) ときどき一定の仕方出席をとる。
- (4) レポートや定期試験の結果と出席状況をみて総合的に成績を評価する。

【テキスト】

【参考文献】 (1) 千葉正士『世界の法思想入門』講談社学術文庫

【参考文献】

(2) 三島淑臣『法思想史』青林書院 (3) 矢崎光圀『法思想史』日本評論社 (4) 碧海純一・伊藤正己・村上純一編『法学史』東京大学出版会 (5) 北川善太郎『日本法学の歴史と理論』日本評論社

法律実務論

担当教員 金城 和三・他

配当年次 1年

単位区分 選択

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 2.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

実際に仕事で法律を活用している方を講師に招き、その仕事内容にふれることを通して、法律が社会の中でどのように存在し、さまざまな職業の現場においてどのような役割を果たしているのか理解することが第1のねらいである。

さらには、多様な職業についての知識を、将来の進路選択の参考として受講生に活用してもらうことが第2のねらいである。

【授業の展開計画】

弁護士、司法書士、税理士、土地家屋調査士、行政書士、社会保険労務士といった専門家のほか、県内企業・官庁のかたがたが講義する予定である。具体的な講師のリストは、初回講義の際に配布する。

【履修上の注意事項】

毎回出席し、講師の話に対する意見・感想などをレポートにまとめることが求められる。

【評価方法】

試験またはレポートによって判定する。

【テキスト】

適当なものがあれば適宜紹介する。

【参考文献】

適当なものがあれば適宜紹介する。

民法総則

担当教員 船越 優子

配当年次 1年

単位区分 必

関連資格

備考

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 4.0

【授業のねらい】

民法は、私法の一般法として、私人間の権利義務関係を規律する最も基本的な法律であり、取引や交通事故による財産の変動に関するルールや家族や相続に関するルールなど、市民の生活関係に適用されるルールを定めています。民法典は、これらの様々なルールに共通する問題（たとえば権利の主体や法律行為、時効など）を冒頭第一編に「総則」として置いています。本講義では、民法を学ぶ上で基礎となるこの民法総則を対象として勉強します。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容	週	授 業 の 内 容
1	ガイダンス	17	法律行為の成立と有効要件
2	「民法」と民法典	18	法律行為の適法性
3	民法の基本原則①	19	法律行為の社会的妥当性
4	民法の基本原則②	20	無効と取消し
5	私権の行使	21	代理の基本構造
6	権利能力・意思能力・行為能力	22	代理権と代理行為
7	行為能力の制限①	23	無権代理
8	行為能力の制限②	24	表見代理
9	私権の客体—物	25	条件・期限・期間①
10	法律行為	26	条件・期限・期間②
11	法律行為と意思表示①	27	時効制度
12	法律行為と意思表示②	28	法人①
13	心裡留保・虚偽表示	29	法人②
14	錯誤	30	まとめ
15	詐欺・強迫	31	
16	錯誤、詐欺等の相互の関係		

【履修上の注意事項】

最新の六法を毎回持参して常に参照しながら講義を聞くようにしてください。
授業の進路にあわせて小テスト等を行います。

【評価方法】

試験の成績によって評価します。

【テキスト】

永田眞三郎・松本恒雄・松岡久和『民法入門・総則（エッセンシャル民法1）』（第4版、有斐閣、2008年）。

【参考文献】

中田・潮見・道垣内編『民法判例百選Ⅰ（総則・物権）』（第6版、有斐閣、2009年）

会社法

担当教員 坂本 達也

配当年次 2年

単位区分 選択

関連資格

備考

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 4.0

【授業のねらい】

会社法(2005年改正)について講義する。会社法の規制する代表的な会社である株式会社については、化粧品、食品、家電製品等を製造・販売している会社、新聞、テレビ、ラジオ等報道に関する会社、書籍・雑誌等を出版・販売する会社、銀行等が想像できよう。新聞等では、会社の不祥事や買収等についての記事が多く見られる。今日では会社が人の生活に浸透しているにもかかわらず会社法になじみが薄いのは、一般的な市民生活を直接規制するのではなく、会社という組織自体を規制しているからである。このような会社法について講義する。

【授業の展開計画】

- | | |
|------------------|--------------------|
| 1. 総論、会社法総則 | 16. 機関：取締役、監査役等 |
| 2. 株式会社の設立等 | 17. 機関：取締役、監査役等 |
| 3. 株式会社の設立等 | 18. 機関：取締役、監査役等 |
| 4. 株式：総説 | 19. 機関：委員会設置会社等 |
| 5. 株式：内容と種類等 | 20. 機関：役員等の損害賠償責任等 |
| 6. 株式：内容と種類等 | 21. 計算 |
| 7. 新株の発行：総説、資金調達 | 22. 計算 |
| 8. 新株の発行：資金調達等 | 23. 計算、社債 |
| 9. 新株予約権 | 24. 社債、組織再編 |
| 10. 新株予約権 | 25. 組織再編 |
| 11. 機関：総説、株主総会 | 26. 組織再編 |
| 12. 機関：株主総会 | 27. 組織再編 |
| 13. 機関：株主総会 | 28. 組織再編 |
| 14. 機関：株主総会 | 29. 持分会社 |
| 15. 機関：取締役、監査役等 | 30. まとめ |
| | 31. 定期試験 |

【履修上の注意事項】

六法が必要である。

【評価方法】

評価方法は、定期試験による。試験は、論述式によるものを予定している。

【テキスト】

神田秀樹 『会社法 第11版』（弘文堂、平成21年）。注意：この本は、頻繁に改版される。最新の版を用意すること。第12版が出版されている場合、第12版を使用する（教科書については、授業中に適宜伝える。）。

【参考文献】

家族法

担当教員 熊谷 久世

配当年次 2年

単位区分 選択

関連資格

備考

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 4.0

【授業のねらい】

わが国の民法典第四編及び第五編に関する講義を行います。前半では、男女に関する法律、親子に関する法律、家族構成員の保護に関する法律を中心として講述することになりますが、戸籍制度や家事紛争の解決など実務的な問題についても取扱い、夫婦の氏や人工生殖による親子関係など海外の動向も視座に入れた上で社会の現実・意識等、法律の背景にあるものにも迫りたいと思います。後半は、近年の民法改正委員会の検討課題や、婚外子の法定相続差別や遺言・遺留分など相続法における現代的課題をとりあげます。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容	週	授 業 の 内 容
1	家族法の意義と変遷・課題	17	扶養 私的扶養と公的扶助 扶養義務
2	家庭裁判所と家事審判法、人事訴訟法	18	氏名と戸籍 氏の意義と命名 戸籍制度
3	親族法概説	19	小括
4	婚姻の成立 成立要件	20	相続法概説
5	婚姻の効力 選択的夫婦別姓	21	相続人 種類・能力 欠格・廃除 不存在
6	夫婦財産制	22	相続分 非嫡出子の法定相続分差別
7	離婚 離婚制度の変遷	23	相続の承認と放棄 単純承認と限定承認
8	離婚の成立 有責配偶者の離婚請求	24	相続財産 具体的な範囲と遺産の共有
9	離婚の効果 財産分与と子をめぐると問題	25	遺産分割 協議分割と審判分割
10	婚外関係の法的規制 婚約・内縁・事実婚	26	相続回復請求権
11	親子 実子 嫡出親子関係 嫡出推定	27	遺言の方式・執行および撤回
12	親子 実子 非嫡出親子関係 認知・準正	28	遺言の効力 遺贈
13	親子 養子 特別養子と藁の上からの養子	29	遺留分 遺留分減殺請求権
14	人工生殖 人工授精と体外受精・代理母	30	総括
15	子の奪取-ハーグ条約	31	
16	親権 後見・保佐・補助		

【履修上の注意事項】

六法（最新版）を毎回持参してください。

【評価方法】

期末試験および随時課されるレポートなどによる総合評価とする。

【テキスト】

「民法IV 補訂版 親族・相続（補訂版）」内田 貴 著（東京大学出版会）を推奨する。併せて適宜レジュメを配布する。

【参考文献】

- (1)「家族法（第2版補訂版）」大村敦志（有斐閣）
- (2)「家族の法」利谷信義（有斐閣）
- (3)「家族法判例百選（第6版）」（有斐閣）
- (4)「新版家族法概論（補訂版）」有地亨（法律文化社）

外書講読研究 I

担当教員 比屋定 泰治

配当年次 2年

単位区分 選択

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 2.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

英語の文章を読めるようにする、というのがねらいである。ただし、いきなり法律の専門書を読むには無理があるので、まずは、簡単な英文を読みながら英文読解力を上げ、長文の講読へと進めていく。

また適宜、法学・政治学関連の新聞・ネット記事なども読み、実生活で使えるような読解力の獲得も目指す。

【授業の展開計画】

まずは、日本国憲法や国際連合憲章など、比較的なじみのある法律・条約などの条文を和訳することからはじめる。

その後、受講者の達成度、課題の進捗状況などから判断しつつ教材の選択をしていく。

【履修上の注意事項】

参加者全員で共通の文章を輪読していくという方式をとるので、理由のない欠席は一度であっても認められない。

また、英和辞書が無ければ授業にならないので、必ず持参すること（電子辞書でも可）。

【評価方法】

授業への参加状況、課題の達成状況などを見て総合的に判断する。

【テキスト】

課題となる英文は授業の際に配布する。

【参考文献】

適当なものがあれば、授業の際に提示する。

基礎演習Ⅱ

担当教員 井村真己・大山盛義・舩越優子・稲福日出夫・脇阪明紀・中野正剛・坂本達也・田中稔・比屋定泰治

配当年次 2年

単位区分 必

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

基礎演習Ⅱは、基礎演習Ⅰで学習してきた「読む・書く・聞く・話す」の能力を土台として、より専門的な法学・政治学を学習するために必要な基本的知識や素養を身につけることを目的とする。

【授業の展開計画】

授業は、基礎演習Ⅰと同様、個別報告の形式で行う。毎回、まず担当者(担当グループ)がテーマに関する報告をし、簡単な質疑応答の後、受講者全員でディスカッションを行う。報告者は必ずレジュメを作成し、他の受講者全員に配布した上で報告することが求められる。

【履修上の注意事項】

基礎演習Ⅱでは、各担当教員の専攻科目を中心として、より幅広い法的な問題について学ぶことになる。受講生は、本科目での学習を通じて、3・4年次の専門演習で自分がどのような法律を勉強したいのか、自らの関心領域を深めていくことが望まれる。

【評価方法】

出席日数および前・後期における報告等を基準として評価する。

【テキスト】

原則として指定しない(担当者によっては指定する場合がある)。

【参考文献】

各報告者のテーマに応じて、適宜指示する。

基礎経済学 I

担当教員 平 剛

配当年次 2年

単位区分 選択

関連資格

備考

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 2.0

【授業のねらい】

本講義では、経済学の基礎であるミクロ経済学を勉強します。ミクロ経済学とは、市場経済を構成している経済主体（家計、企業、政府）の行動を分析し、需要と供給を通して、各経済主体による消費や生産といった経済行動がどのように決定されるのかを明らかにする学問です。はじめて経済学を学ぶ法学部の学生諸君へ、身近な事例を挙げ、図表等を参照しながら可能な限り分かり易く解説していく予定です。

【授業の展開計画】

1. ガイダンス
2. ミクロ経済学とは
3. 需要と供給
4. 需要曲線と消費者行動①
5. 需要曲線と消費者行動②
6. 費用の構造と供給行動①
7. 費用の構造と供給行動②
8. 市場取引と資源配分①
9. 市場取引と資源配分②
10. 独占の理論①
11. 独占の理論②
12. 企業と産業の経済学①
13. 企業と産業の経済学②
14. 消費者行動の理論①
15. 消費者行動の理論②

【履修上の注意事項】

基礎経済学Ⅱとペアでの受講をお勧めします。

【評価方法】

定期試験の結果により評価します。

【テキスト】

伊藤元重著『入門経済学 第3版』，日本評論社，2009年。

【参考文献】

N.G. マンキュー著，『マンキュー経済学 I ミクロ編』，東洋経済新報社，2000年。

基礎経済学Ⅱ

担当教員 平 剛

配当年次 2年

単位区分 選択

関連資格

備考

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 2.0

【授業のねらい】

本講義では、経済学の基礎であるマクロ経済学を勉強します。マクロ経済学とは、一国の経済全体の生産、利子率、物価水準などがどのように決まるのかを明らかにする学問です。はじめて経済学を学ぶ法学部の学生諸君を想定し、身近な事例を挙げ、図表等を参照しながら可能な限り分かり易く解説していく予定です。

【授業の展開計画】

1. ガイダンス
2. マクロ経済学とは
3. マクロ経済における需要と供給①
4. マクロ経済における需要と供給②
5. 有効需要と乗数メカニズム①
6. 有効需要と乗数メカニズム②
7. 貨幣の機能①
8. 貨幣の機能②
9. マクロ経済政策（金融政策）
10. マクロ経済政策（財政政策）
11. 財政・金融政策のメカニズム：IS-LM分析①
12. 財政・金融政策のメカニズム：IS-LM分析②
13. 総需要と総供給：物価の決定①
14. 総需要と総供給：物価の決定②
15. 経済成長と経済発展

【履修上の注意事項】

基礎経済学Ⅰとペアでの受講をお勧めします。

【評価方法】

定期試験の結果により評価します。

【テキスト】

伊藤元重著、『入門経済学 第3版』，日本評論社，2009年。

【参考文献】

1. 福田慎一・照山博司著、『マクロ経済学・入門 第2版』，有斐閣アルマ，2001年。
2. 中谷巖，『入門マクロ経済学 第4版』，日本評論社，2000年。

行政学

担当教員 照屋 寛之

配当年次 2年

単位区分 選択

関連資格

備考

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 4.0

【授業のねらい】

現代の国家は「行政国家」と称され、行政の占める比重は極めて高い。したがって、私達の日常生活は様々な面で行政と関わっており、行政と関与せずに生活することは不可能である。本講義では、現代国家における行政に関わる諸現象を行政学の視点から考察し、その制度、構造、特質等を明らかにするとともに、今後の行政上の課題に取り組み、解決していくための手がかりを提供するよう心がけたい。同時に、行政学の基本的内容を講義し、受講生が行政学の基本的な知識を習得することを目標とする。可能な限り視聴覚教材(ビデオ)も活用し学生の理解を深めたい。

【授業の展開計画】

- 1 行政学とはどんな学問か：行政と国民生活との関連性
- 2 行政国家の成立要因
- 3 福祉国家を可能にした要因 と課題
- 4 行政学の誕生（アメリカの政治的伝統、政党と猟官制）
- 5 行政学の発展（政治行政分断論）
- 6 行政学の展開（政治行政融合論）
- 7 国家公務員制度（1）
- 8 国家公務員制度（2）
- 9 国家行政機構（1）
- 10 国家行政機構（2）
- 11 行政改革（1）
- 12 行政改革（2）
- 13 政策過程（1）
- 14 政策過程（2）
- 15 官僚制論（1）
- 16 官僚制論（2）
- 17 官僚制論（3）
- 18 わが国の官僚政治の現状と課題
- 19 中間テスト
- 20 日本の行政組織の特徴、
- 21 わが国行政組織における決定方式
- 22 日本の公務員制度
- 23 日本の官僚の人事システム
- 24 公務員制度改革の現状と課題
- 25 行政活動と政策（行政活動の性質、政策の概念）
- 26 中央地方関係（1）
- 27 中央地方関係（2）
- 28 行政学における行政責任論
- 29 現代行政とオンブズマン制度の必要性
- 30 学年末テスト

【履修上の注意事項】

単位のためでなく行政学を勉強したい学生の受講を望む。「学生だから勉強するのではなく勉強するから学生である」という心掛けで受講して欲しい。

【評価方法】

評価は2回実施するテストの結果に出席状況,感想などを加味して行う。

【テキスト】

初回の講義の時に紹介する。

【参考文献】

菅 直人『大臣』岩波新書 新藤宗幸『行政指導』岩波新書
松下圭一『日本の自治・分権』岩波新書

行政法 I

担当教員 前津 榮健

配当年次 2年

単位区分 選択

関連資格

備考

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 4.0

【授業のねらい】

本講義では、初めに、行政法の基本原則、行政のしくみ（行政組織）を学び、次に、行政の活動形式（行政手続、行政立法、行政行為、行政上の強制措置、行政指導等）を学ぶことによって理解を深めたい。行政法がいかに身近なものであるかを知るために、判例や沖縄県内で起こった事例を取り上げ講義を進めていきたい。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容	週	授 業 の 内 容
1	ガイダンス	17	行政立法
2	行政法とは何か	18	行政行為の意義と特色
3	法治行政の原則	19	行政行為の種別、附款
4	行政法の法源	20	行政裁量
5	公法と私法	21	行政行為の瑕疵
6	特別権力関係	22	行政行為の取消と撤回
7	行政主体と行政機関	23	行政行為のまとめ
8	権限の委任と代理	24	試験
9	国の行政組織	25	行政強制
10	内閣の権限と責任	26	行政罰
11	地方自治の意義	27	行政指導
12	地方公共団体の種類と組織	28	行政指導
13	試験	29	行政計画
14	情報公開	30	試験
15	行政手続法	31	
16	行政手続法		

【履修上の注意事項】

六法を携帯すること。登録調整期間中に必ず出席すること。

【評価方法】

- (1) 評価は、2～3回の試験に基づき行う。追再試なし。
- (2) 例題について質疑あり。

【テキスト】

三好充・仲地博・前津榮健・小橋昇・木村恒隆・藤巻秀夫『ベーシック行政法』（法律文化社）近刊

【参考文献】

- (1) 原田尚彦『行政法要論』（学陽書房）
- (2) 塩野・小早川編『行政判例百選 I・II』（有斐閣）

刑法総論

担当教員 中野 正剛

配当年次 2年

単位区分 必

関連資格

備考

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 4.0

【授業のねらい】

刑法の基本観念(罪刑法定主義・法益保護の原則【侵害原理】・責任主義)を踏まえた上で、犯罪論を筋道だてて考えることができるようにする。一定の刑罰論から、犯罪論、犯罪の要素がどうして必要とされ導き出されてくるのかに説明の重点を置く。また、「客観的」とか「主観的」とか、刑法教科書などで、あたりまえの事とされ説明が省略されているが、初学者には理解が難しい事柄に配慮して講義を行う。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容	週	授 業 の 内 容
1	罪刑法定主義	17	責任論一責任の本質
2	刑法思想・刑法学説の歴史	18	責任の構造
3	客観主義の刑法理論	19	責任能力
4	刑罰一応報刑主義	20	故意と過失
5	犯罪一行為責任の原則	21	信賴の原則
6	国家と刑法一民主主義と刑法	22	錯誤
7	犯罪論の構成(序論)	23	期待可能性をめぐる諸問題
8	行為論一行為論の独立性	24	未遂論
9	目的的行為論その他	25	共犯論(序論)
10	真正不作為犯と不真正不作為犯	26	共謀共同正犯その他
11	法人の犯罪能力・両罰規定	27	共犯と錯誤、共犯と身分、必要的共犯
12	構成要件論	28	罪数論
13	因果関係論	29	刑罰論一刑罰の本質
14	違法論一違法性と責任の関係	30	刑の種類、刑の量定、執行
15	形式的違法性と実質的違法性	31	
16	違法性阻却事由		

【履修上の注意事項】

必ず、指示された教科書と最新の六法、ノート持参。講義中は、携帯電話の電源を切り、おしゃべり厳禁。講義は、各種国家試験、公務員試験に応じるため判例通説を尊重する。刑法を学ぶときは、国民の法確信・処罰感情の満足と被告人の人権の保障とのバランスをはかることが重要。被告人ひいては国民の自由権的人権をいかに保護するかに腐心して、法解釈学が展開されてきた。われわれが通常持つ凶悪事件はかならず重罰にせよという要求に即して刑法理論が動いているわけではない点に注目してほしい。

【評価方法】

期末試験(論述式)による。出席調査をかねて小テストを少し。評価は厳しく、公平にかつ厳格に行う。

【テキスト】

開講のときに指定するので必ず購入。その理由、講義ですべての項目に満遍なく触れることはできないので自習のため、また講義の予習のため。

【参考文献】

大越義久『刑法総論』(有斐閣)、中山研一『概説刑法Ⅰ』(成文堂)、井田良・丸山雅夫『ケーススタディ刑法』日本評論社、前田雅英『刑法総論講義』東京大学出版会、井田・『刑事法講義ノート』慶応義塾大学出版会

憲法Ⅱ

担当教員 真栄城 満喜子

配当年次 2年

単位区分 選択

関連資格

備考

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 2.0

【授業のねらい】

近代憲法は、人権保障と統治機構を中心に構成される。統治機構の基本原理は、国民主権と権力分立である。権力分立は、国家の諸作用を性質に応じて立法・行政・司法に「区分・分離」し、相互に「抑制と均衡」と保たせる制度である。そしてそのねらいは国民の権利・自由を保障することにある。本講義では、統治機構が人権保障と関連することを踏まえながら権力分立、国会、内閣、裁判所について理解を深める。

【授業の展開計画】

- 1 ガイダンス
- 2 権力分立
- 3 国会の地位
- 4 国会の組織と活動
- 5 国会の権能
- 6 議員の権能
- 7 中間試験
- 8 議員内閣制
- 9 行政権と内閣
- 10 内閣の組織
- 11 内閣の権能
- 12 司法権の意義
- 13 司法権の独立
- 14 裁判所の組織と権能
- 15 期末試験

【履修上の注意事項】

六法を携帯すること。

【評価方法】

- (1) 出席状況、試験、受講時の態度に基づき総合的に判断する。
- (2) 追再試なし。

【テキスト】

配布するレジメ、資料等で行う予定。

【参考文献】

憲法 第4版 芦部信喜 (2007年 岩波書店)
講義の際に適宜紹介する。

国際政治学

担当教員 吉次 公介

配当年次 2年

単位区分 選択

関連資格

備考

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 4.0

【授業のねらい】

冷戦が終結して20年以上が経過した今日、冷戦を歴史として振り返ることが可能となり、また求められている。それは、現在の国際政治のあり方を理解し、冷戦後の世界や日本がどこに向かうのかを考える上でも必要な作業である。本講義では、冷戦がいかに始まり、どのように変容・展開し、終焉を迎えたのかについて、映像資料を交えつつ論じる。なお、現在の国際情勢についても、適宜言及したい。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容	週	授 業 の 内 容
1	イントロダクション	17	キューバ・ミサイル危機（2）
2	ベルサイユ体制の形成	18	キューバ・ミサイル危機の教訓
3	ナチス・ドイツの膨張	19	ベトナム戦争の衝撃
4	第二次世界大戦の始まり	20	ベトナム戦争の泥沼化
5	第二次世界大戦の終結	21	アメリカの敗北
6	冷戦のはじまり（1）	22	ニクソン政権のデタント路線
7	冷戦のはじまり（2）	23	新冷戦のはじまり
8	アジア冷戦のはじまりー中国共産化	24	ゴルバチョフの登場
9	アジアの熱戦（1）ー朝鮮戦争	25	冷戦の終結とソ連の崩壊
10	アジアの熱戦（2）ーインドシナ戦争	26	冷戦後の世界ー湾岸戦争と朝鮮半島危機
11	アイゼンハワーの「ニュー・ルック」戦略	27	9/11の衝撃
12	米ソ「雪解け」とその挫折（1）	28	イラクとアフガニスタン
13	米ソ「雪解け」とその挫折（2）	29	冷戦とは何だったのか
14	ケネディ政権の誕生	30	まとめ
15	「ベルリンの壁」の構築	31	
16	キューバ・ミサイル危機（1）		

【履修上の注意事項】

講義中の私語は厳しく禁じる。

【評価方法】

テストを基本とし、出席状況・レポートを加味する。なお、テストにおいて同文・同一の回答があった場合、対象者全員を不可とする。

【テキスト】

佐々木卓也編『戦後アメリカ外交史 新版』有斐閣、2009年
松岡完『20世紀の国際政治 改訂増補版』同文館、2003年

【参考文献】

村田晃嗣ほか『国際政治学をつかむ』有斐閣、2009年

債権各論

担当教員 船越 優子

配当年次 2年

単位区分 選択

関連資格

備考

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 4.0

【授業のねらい】

本講義は、民法第三編「債権」のなかで第一章「総則」に続く、第二章から第五章までの「債権各論」と呼ばれる領域を対象とします。具体的には、たとえば私たちの日常生活にも関りの深い売買や賃貸借などの契約、交通事故や医療事故による不法行為など、いずれも債権の発生原因となるもので、これらの当事者間の債権債務関係について勉強します。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容	週	授 業 の 内 容
1	ガイダンス	17	不法行為法総論
2	契約総論	18	不法行為－故意・過失
3	契約の成立	19	不法行為－違法性
4	契約の効力	20	不法行為－因果関係
5	契約の解除	21	不法行為－賠償範囲
6	売買契約	22	不法行為－人格的利益の保護
7	売買の効力	23	不法行為－損害賠償①
8	特殊の売買①	24	不法行為－損害賠償②
9	特殊の売買②	25	特殊不法行為①
10	消費貸借契約	26	特殊不法行為②
11	使用貸借契約	27	事務管理
12	賃貸借契約	28	不当利得①
13	賃貸借の特別法	29	不当利得②
14	請負契約	30	期末試験
15	委任契約	31	
16	和解契約		

【履修上の注意事項】

最新の六法を必ず持参してください。

【評価方法】

試験の成績によって評価します。
追・再試験は行いません。

【テキスト】

大島・下村・久保・青野『プリメール民法(4)債権各論』(第3版、法律文化社、2005年)

【参考文献】

中田・潮見・道垣内編『民法判例百選Ⅱ(債権)』(第6版、有斐閣、2009年)

債権総論

担当教員 田中 稔

配当年次 2年

単位区分 選択

関連資格

備考

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 4.0

【授業のねらい】

債権総論は、債権の一般的性質を検討することを課題としているが、要するに、お金のやりとりを巡る利害を調整する法分野である。債権者が債務者からできる限り全額を回収する努力をするが、それがかなわない場合に、残額を債権者自身がかぶるのか、それとも、第三者に負担を押しつけることができるか、というお金に関する人間のふるまいを法律を通して見てゆきたい。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容	週	授 業 の 内 容
1	オリエンテーション	17	不真正連帯債務－人的担保－
2	私法における債権法の位置づけ	18	債権者代位権
3	債権の法的性質－物権との対比－	19	債権者取消権
4	債権の目的－特定物債権・種類債権－	20	抵当権総論－物的担保－
5	債権の目的－利息制限法－	21	抵当権各論－物的担保－
6	弁済－債権の消滅事由－	22	債務不履行責任総論
7	弁済－債権の準占有者－	23	瑕疵担保責任
8	弁済－第三者弁済	24	不完全履行
9	弁済－提供・供託－	25	契約締結上の過失
10	弁済－弁済による代位－	26	金銭債務の不履行
11	相殺－総論－	27	損害論
12	相殺－担保的機能－	28	損害賠償の範囲
13	債権譲渡－総論－	29	損害賠償額の算定期限
14	債権譲渡－各論－	30	損害賠償とその他の救済制度
15	保証債務－人的担保－	31	
16	連帯債務－人的担保－		

【履修上の注意事項】

六法を必ず持参すること。

【評価方法】

中間試験、期末試験（試験期間に実施する）によって成績の評価を行う。

【テキスト】

野澤正充・債権総論・日本評論社

【参考文献】

田沼柁編『民法判例解説2』（一橋出版）

裁判法 I

担当教員 末崎 衛

配当年次 2年

単位区分 選択

関連資格

備考

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 2.0

【授業のねらい】

この講義では、裁判（司法）制度の基本的な事柄について学ぶことを目標とします。具体的には、民事裁判と刑事裁判それぞれの手続の概要を説明し、民法・刑法といった実体法にとって裁判手続がなぜ必要とされ、どのような役割を果たしているのかを学びます。裁判員制度についても、なぜ導入されたのかという点を中心に説明します。また、裁判に関わる制度やこれに携わる法律家の役割についても説明する予定です。

【授業の展開計画】

※期末試験は第16回に行います。

週	授 業 の 内 容
1	民事裁判の仕組みと役割(1) 民事上の紛争とその解決方法
2	民事裁判の仕組みと役割(2) 民事裁判の流れ
3	民事裁判の仕組みと役割(3) 民事裁判の役割
4	刑事裁判の仕組みと役割(1) 「捜査」に対する規制
5	刑事裁判の仕組みと役割(2) 刑事裁判の流れ
6	刑事裁判の仕組みと役割(3) 刑事裁判の役割
7	裁判所(1) 基本的な仕組み(三審制など)
8	裁判所(2) 裁判官の任用(資格、任命制度など)
9	裁判所(3) 裁判官の独立
10	裁判員制度(1) 裁判員制度の意義(国民の司法参加)
11	裁判員制度(2) 陪審制・参審制との違い
12	裁判員制度(3) 裁判員制度を巡る議論
13	弁護士
14	検察制度
15	まとめ・補足
16	

【履修上の注意事項】

六法を必ず持参すること。講義中でもできるだけこまめに条文を引いてもらいます。裁判法Ⅱ(後期)の受講を考えている人は、この講義も受講することを勧めます。

【評価方法】

期末試験の成績によって評価しますが、補充的に出席等の要素も加味することがあります。

【テキスト】

使用しません。レジュメや資料を配付します。

【参考文献】

講義の際に適宜紹介します。

裁判法Ⅱ

担当教員 末崎 衛

配当年次 2年

単位区分 選択

関連資格

備考

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 2.0

【授業のねらい】

この講義では、実際の社会において裁判（司法）制度が果たす役割やその問題点について取り上げます。できるだけ対立する意見を紹介し、受講生の皆さんに考えてもらいたいと思います。法曹人口問題や法科大学院制度など、大きな変革の中にある司法制度の姿についても取り上げる予定です。担当者の弁護士時代の経験なども交えながら、裁判制度やそれに携わる法律家の役割について具体的なイメージをもってもらえるようにしたいと思います。

【授業の展開計画】

受講生の希望によってテーマを変更することがあります。また、興味深い裁判（判決）や、司法に関係する出来事があったときにも、テーマを変更し取り上げることがあります。

週	授 業 の 内 容
1	ガイダンス
2	刑事裁判の変化(1) 量刑・死刑制度
3	刑事裁判の変化(2) 犯罪被害者の保護・参加制度
4	刑事裁判の変化(3) 公的弁護制度
5	少年事件（少年法の変容）
6	憲法と裁判(1) 違憲審査権の性格
7	憲法と裁判(2) 司法権と立法権・行政権との関係
8	司法制度改革(1) 法曹人口増員
9	司法制度改革(2) 法科大学院（法曹養成制度）
10	司法制度改革(3) 改革の意義と問題点
11	家庭裁判所の役割
12	交通事故の法律関係
13	負債の整理に関する手続（破産、民事再生など）
14	行政訴訟
15	裁判外紛争解決手続（ADR）
16	

【履修上の注意事項】

六法を必ず持参すること。講義中でもできるだけこまめに条文を引いてもらいます。必須ではありませんが、裁判法Ⅰを受講していることが望ましいです。

【評価方法】

期末に提出してもらったレポート（1回）によって評価します（補充的に出席等の要素を加味することがあります）。

【テキスト】

使用しません。レジュメや資料を配布します。

【参考文献】

講義の際に適宜紹介します。

商法総則・商行為法

担当教員 脇阪 明紀

配当年次 2年

単位区分 選択

関連資格

備考

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 4.0

【授業のねらい】

民法の特別法としての商法は、それ自体としては難解な法律分野であるといわれている。しかし、今日の経済界でおこなわれる取引およびそれと密接に関連する一般市民の利害関係や取引秩序を保護し、かつ維持・発展せしめることに多大な貢献をしているのが商法である。したがって、現代社会においては、商法の方が、原則法たる民法よりも市民生活を営む上でむしろ重要な役割を担っているといえよう。そのような商法の基礎的な分野を構成するのが商法総則および商行為法であり、かかる基礎的知識の修得を本講は目的とする。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容
1	形式的意義の商法・実質的意義の商法、民法と商法との関係
2	商人の種類、絶対的商行為
3	営業的商行為、附属的商行為
4	双方向的商行為・一方的商行為、商人資格の得喪
5	営業能力、商業使用人の意義
6	支配人の意義およびその選任・終任、支配人の代理権
7	支配人の義務、表見支配人、その他の使用人
8	代理商の意義、代理商の権利・義務
9	営業所の意義、商号の意義と選定
10	商号権の意義
11	商号権の性質と譲渡
12	名板貸、商業登記の意義と種類
13	商業登記事項と登記手続、商業登記の効力
14	商業帳簿の意義とその作成・保存・提出業務、会計帳簿および貸借対照表
15	営業譲渡、試験
16	

【履修上の注意事項】

商法総則・商行為法の分野は、他の商法の分野（会社法、手形・小切手法、保険・海商法）の基礎をなしているところから、それらの受講を予定しておられる学生諸君については、前もって必ず本講義を受講されたい。なお、商法の分野は改正が多いので、講義の際には、必ず最新の小六法を持参されたい。

【評価方法】

前期試験の成績のみで評価する。レポート、宿題等は課さない。なお、追再試は、一切行わない。

【テキスト】

岩本慧「新訂商法Ⅰ〔総則・商行為法〕」〔法律文化社〕

【参考文献】

(1) 大隅健一郎「商法総則」(新版)法律学・全集 27 (有斐閣) (2) 鴻 常夫「商法総則」(全訂第四版補正二版) (弘文堂) (3) 別冊ジュリスト 184「商法総則・商行為法判例百選」(第三版) (有斐閣)

政治学原論

担当教員 芝田 秀幹

配当年次 2年

単位区分 選択

関連資格

備考

開講時期 通年

授業形態 一般講義

単位数 4.0

【授業のねらい】

国家、主権、自由、権利、民主主義（デモクラシー）、個人主義、社会、民族など、政治に関する概念を正しく理解することは、成熟したデモクラシー国家の建設を目指すわが国の主権者＝国民にとって必須のものといえよう。本講義では、こうした政治（学）的概念を、それらを巡る様々な学説を織り交ぜながら詳解し、戦後の「国家＝悪／市民＝善」という「戦後民主主義」の二分法の下で表層的にしか捉えられてこなかった「国民国家」の存在意義を、「地球市民」ではなく「国家市民」を重視する立場から明確にしたい。

【授業の展開計画】

- 序 政治学原論とは（第1週）
1. 政治
 - A. 政治（第1週）
 - B. 権力・主権（第2・3週）
 2. 民主主義
 - A. 一般意志（第4週）
 - B. 議会制（第5週）
 - C. ルソー『社会契約論』（第6週）
 3. 個人主義
 - A. 原子論的個人主義（第7週）
 - B. ホッブズ・ロックの個人主義（第8・9週）
 - C. 理想主義的・人格主義的個人主義（第10週）
 4. 自由
 - A. 法律的・政治的・哲学的自由（第11・12・13週）
 - B. ベンサム自由論（第14週）
 5. 個性
 - A. 消極的・積極的個性（第15・16週）
 - B. J. S. ミルの個性論（第17週）
 6. 国家
 - A. 意志と国家（第18・19週）
 - B. 道徳と国家（第20週）
 - C. 人権と国家（第21週）
 - D. 刑罰と国家（第21週）
 7. 社会制度
 - A. 家族と国家（第22週）
 - B. 私有財産と国家（第22週）
 - C. NPO・コミュニティと国家（第23週）
 8. 社会政策と貧困（第24週）
 9. 社会主義
 - A. マルクス主義（第25週）
 - B. フェビアン社会主義（第26週）
 10. 国際協調主義
 - A. 国際平和論（第27週）
 - B. レアルポリテイクと理想主義（第28・29週）
 11. 多元主義（第29週）
- 結 講義のまとめ（第30週）

【履修上の注意事項】

歴史知識、人間・社会への関心が政治学を学ぶ者の条件であるから、受講者はなによりもまず歴史をよく勉強し、かつ日々生起する出来事や状況に触発されつつ考えることが重要。また、新聞・テレビ・ネットから供される場当たりの情報ではなく、歴史の中で鍛えられた人類の知的遺産、学問的研究成果を尊び、かつそれに学ぶスタンスを身につけて欲しい。なお「政治学Ⅰ」「政治学Ⅱ」「西洋政治史」も併せて履修しておいて欲しい。

【評価方法】

定期試験の結果と出席状況で判断。

【テキスト】

芝田秀幹『イギリス理想主義の政治思想－バーナード・ボザンケの政治理論』（芦書房、2006年）。

【参考文献】

日下喜一『現代政治思想史』（勁草書房、1967年）、岡野加穂留・芝田秀幹『政治思想とデモクラシーの検証』（東信堂、2002年）、行安茂『近代日本の思想家とイギリス理想主義』（北樹出版、2007年）。

地方自治論

担当教員 黒柳 保則

配当年次 2年

単位区分 選択

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 4.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

本講義では、主権者として自治を考え、参加する際に必須のトピックを、最新の動向を踏まえて論じます。民主主義の核心には「自ら治める」という「自治」の精神があり、国と比べて自治体ではそれを実感しやすいはずで。しかし、従来の日本は中央集権であって、必ずしもそうとは言えませんでした。国と地方の借金が1000兆円を超えたともいわれる中で、今後さらに分権が進められ、自治体は必ず自立を迫られます。今こそ大いに「自治」の精神を発揮して地域運営にあたるべき時です。こうした現状を理解する上で役立つ講義をします。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容	週	授 業 の 内 容
1	ガイダンス	17	地方分権における変更点
2	地方自治とは	18	市町村合併の歴史
3	地方自治の構造	19	沖縄における市町村合併の歴史
4	地方自治の歴史―戦前	20	「平成の大合併」の現状と課題
5	地方自治の歴史―戦後	21	広域行政と道州制
6	沖縄における地方自治の歴史―戦前	22	道州制の展望
7	沖縄における地方自治の歴史―戦後	23	自治体と地方税制
8	自治体の種類	24	自治体の財政とその危機的状況
9	自治体首長の地位と役割	25	三位一体改革と自治体の財政
10	自治体首長と地方議会の関係	26	住民の自己決定と住民投票制度
11	地方議会の役割と権能	27	地域福祉と地域保健
12	地方議会の現状と改革	28	国際化時代と自治体
13	二元代表制の特徴	29	自治体外交の生成と現状
14	自治体の組織と職員	30	まとめ
15	国・都道府県・市町村の関係	31	
16	中央集権から地方分権への動向		

【履修上の注意事項】

新聞の地方自治についての記事に注意を払ってください。気になる記事は切り抜きをするとよいでしょう

【評価方法】

試験を主とし出席を加味して評価します。

【テキスト】

使用しません。レジュメを配布します。

【参考文献】

新藤宗幸『概説 日本の地方自治 [第2版]』東京大学出版会、2006年。矢野恒太記念会編『データでみる県勢 2010年版』矢野恒太郎記念会、2009年。

特殊講義Ⅷ（現代法行政特論 1）

担当教員 野里 洋

配当年次 2年

単位区分 選択

関連資格

備考

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 2.0

【授業のねらい】

新聞、テレビなどのメディアが激動期を迎えている。アメリカでは新聞社の倒産が相次ぎ、日本の新聞界では夕刊の廃止が続いている。雑誌の世界でも月刊誌などの休刊に歯止めがかからない。そうした中で、歴史が最も古いメディアとしての新聞が、なくなるとか消滅するとかいわれながらも、今なお、メディアの中心的な役割を果たしている。ここでは新聞をもとに、激動する現代という時代を考える。メディアの世界を激変させているのは、インターネットの登場である。インターネットによって世界も、われわれの生活も変わった。

【授業の展開計画】

【授業のねらい】の続き～

こうした変化を考慮に入れながら、マスコミ、メディアとは、ジャーナリズムとは、そして、沖縄のジャーナリズムとは・・・について私の体験をもとに、具体的な問題を取り上げ、講義を進める。将来、メディアの世界に進みたいと考えている人、そうでない人も、現代という時代、いまの沖縄をどう考えればいいのかについて、講義を展開する。

週	授 業 の 内 容
1	私の経歴、「普天間」問題について
2	本土復帰前の沖縄と復帰後の沖縄（ビデオテープを使って）
3	「本土」で生まれた私がなぜ、沖縄の新聞記者になったか
4	復帰前と復帰後の沖縄について—私の体験をもとに、パスポートなどを見せながら—
5	沖縄から「夕刊」が消えた—新聞を取り巻く事情—
6	現在は新聞の大変革期にある—新聞の歴史を踏まえながら—
7	「癒しの島、沖縄の真実」について
8	「沖縄力の時代」について
9	新聞の読み方、作られ方、取材の仕方、新聞社の仕組み
10	沖縄の世論の特徴について—アイデンティティ、県民意識など—
11	物事に興味を持つことと持たないことについて—鎌倉芳太郎のケースをもとに—
12	私が担当し、大反響を呼んだキャンペーンから
13	同・「世界のウチナーンチュ」から
14	インターネットと新聞
15	メディアの将来、16回目「ジャーナリズムとは、ジャーナリストになるためには」
16	

【履修上の注意事項】

【授業の展開計画概要】の続き～

以上の計画に基づいて講義を進めるが、若干変更することもある。また、同じ期間中に沖縄の基地問題をめぐって沖縄の将来を決定するような、政治的な大事態が同時進行するので、これら時事的な問題も適宜、取り上げ、解説、考えたい。

【評価方法】

出席状況、講義の参加する姿勢、受け身でなく自ら考え発言する姿勢、レポート提出など総合的に評価

【テキスト】

特に指定はない。新聞を見ながら、比較、説明する。必要に応じて、資料やレジュメを配布する

【参考文献】

「新聞なんていない」（朝日新聞社）、「ニュースキャスター」（筑紫哲也著、集英社新書）、「癒しの島・沖縄の真実」（野里洋著、ソフトバンク新書）

日本外交史

担当教員 吉次 公介

配当年次 2年

単位区分 選択

関連資格

備考

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 4.0

【授業のねらい】

1951年に日米安保条約が締結されてから、50年以上が経過した。戦後半世紀にわたって日本外交の基軸となってきた日米安保体制とは、どのようなものなのか。戦後日本外交史のなかでいかなる役割を果たしてきたのか。また、なぜこれほどまでに大規模な米軍基地が沖縄に存在しているのか。占領期から日米安保調印、安保改定、沖縄返還などを経て今日に至るまでの戦後日本外交史を振り返りながら、この課題について論じたい。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容	週	授 業 の 内 容
1	イントロダクション	17	池田勇人政権の発足
2	満州事変と日中戦争	18	日米「イコール・パートナーシップ」
3	アジア太平洋戦争のはじまり	19	池田政権期の日本外交と冷戦
4	アジア太平洋戦争の終結	20	佐藤栄作政権の成立
5	占領改革—非軍事化と民主化	21	沖縄返還への道—米軍統治下の沖縄
6	占領政策の変容—「逆コース」	22	沖縄返還交渉
7	講和交渉のはじまり	23	沖縄返還と「密約」
8	サンフランシスコ講和条約	24	沖縄返還とは何だったのか
9	日米安保条約の締結	25	危機の70年代
10	安保条約の論理構造	26	新冷戦下の日米関係
11	講和・安保発効後の日米関係	27	冷戦終結と日米同盟の「漂流」
12	「吉田ドクトリン」論の虚実	28	安保再定義とSACO
13	鳩山一郎政権期の日米関係	29	日米安保と在沖米軍基地問題の現在
14	宰相・岸信介	30	まとめ
15	安保改定の実現	31	
16	「安保闘争」と岸の退陣		

【履修上の注意事項】

講義中の私語は厳しく禁じる。

【評価方法】

テストを基本とし、出席状況・レポートを加味する。なお、テストにおいて同文・同一の回答があった場合、対象者全員を不可とする。

【テキスト】

五百旗頭真編『戦後日本外交史 新版』有斐閣、2006
豊下櫛彦編『安保条約の論理』柏書房、1999

【参考文献】

吉次公介『池田政権期の日本外交と冷戦』岩波書店、2009年

日本政治史

担当教員 芝田 秀幹

配当年次 2年

単位区分 選択

開講時期 通年

授業形態 一般講義

単位数 4.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

今年度より「日本政治史」を法律・地域行政の両学科で開講する。前期は、幕末から明治時代にかけての、後期は大正時代から昭和ファシズム期にかけての日本の内政、および外交を歴史的・政治学的に検討する。また、明治期に近代的な政治制度を作り上げた大久保利通、西郷隆盛、伊藤博文、山県有朋等の政治家や、原敬、近衛文麿、東條英機ら大正・昭和期のリーダーたちの政策や思想についても随時言及していく。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容	週	授 業 の 内 容
1	はじめに - 開講に当たって -	17	桂園時代
2	幕藩体制	18	韓国併合・辛亥革命
3	開国・日米通商条約	19	大正政変
4	公武合体・尊王攘夷・尊王倒幕	20	大隈内閣
5	大政奉還・王政復古	21	寺内内閣・シベリア出兵
6	中央集権・征韓論争	22	原内閣
7	大久保政権・西南戦争	23	政友会分裂・護憲三派
8	自由民権運動	24	西園寺公望・民政党
9	自由党解党・朝鮮問題	25	社会主義運動
10	明治14年政変	26	国家改造運動
11	内閣制度・帝国議会	27	満州事変・二二六事件
12	条約改正・大同団結運動	28	日中事変・近衛新体制
13	初期議会	29	太平洋戦争
14	日清戦争	30	講義のまとめ
15	政友会創立	31	
16	日露戦争		

【履修上の注意事項】

「政治学Ⅰ」「政治学Ⅱ」「政治学原論」「西洋政治史」を履修していることが望ましい。

【評価方法】

定期試験の結果と出席状況で判断。

【テキスト】

使用しない。

【参考文献】

升味準之輔『日本政治史（1）～（3）』（東京大学出版会、1988年）、富田信男『新版・日本政治の変遷』（北樹出版、1993年）。

物権法

担当教員 田中 稔

配当年次 2年

単位区分 選択

関連資格

備考

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 4.0

【授業のねらい】

本講義は、民法典のうち、第2編物権およびその特別法を取り上げる。所有権に代表される物権は、資本主義社会の一員であるわが国の社会制度の根幹をなしているものの一つであり、私的所有を保障することで個々人の自由な活動を認めることによって、市場経済に対し契約自由の原則とともに法的な裏付けを与えていることを、本講義を通じて講ずる。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容	週	授 業 の 内 容
1	オリエンテーション	17	動産物権変動－即時取得
2	私法における物権法の位置づけ	18	用益物権（1）
3	物権の法的性質	19	用益物権（2）
4	所有権の権能	20	マンション－総論
5	相隣関係・共有	21	マンション－各論
6	物権的請求権	22	占有権－総論
7	不動産物権変動－総論（1）	23	占有権－各論
8	不動産物権変動－総論（2）	24	債権回収と物的担保
9	民法177条（1）	25	担保物権－抵当権
10	民法177条（2）	26	担保物権－質権・先取特権・留置権
11	登記と公信力（1）	27	担保物権－譲渡担保
12	民法94条2項類推適用	28	担保物権－仮登記担保
13	不動産登記制度（1）	29	担保物権－その他
14	不動産登記制度（2）	30	複数の領域にまたがる諸問題
15	不動産登記制度（3）	31	
16	動産物権変動－総論		

【履修上の注意事項】

最新の六法を持参してください。

【評価方法】

小テスト・期末試験（試験期間に実施する）によって成績の評価を行う。

【テキスト】

特に指定しません。講義に際して、レジュメを配布します。

【参考文献】

適宜、紹介します。

法史学

担当教員 稲福 日出夫

配当年次 2年

単位区分 選択

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 4.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

ヨーロッパ近代法の形成過程を一緒に考えていく。と同時に、わが国の近代諸法典はドイツやフランスなど西欧法の影響を受けてつくられたといわれているが、どのような影響を受けたのか。この点も探っていきたい。また、講義の前半で採り上げる「近代日本法の歴史」において、沖縄の輩出した歴史家、法学者たちの活動、業績にも時折触れ、彼らの足跡が「近代日本法の歴史」にどう係わりをもったか、一緒に考えていきたい。

【授業の展開計画】

前半は、近代日本法の歴史にあてる。自由民権運動や帝国憲法の制定、またわが国の民法典編纂事業、民法典論争を一緒に考えていく。そのさい、穂積陳重のわが国の近代法形成に果たした役割に時間をさいて触れる。同時にまた、佐喜眞興英の「女人政治考」、沖縄における近代法形成のテンポのズレについても一緒に考えていきたい。

後半は、まず、わが国におけるヨーロッパ法史研究の歴史について紹介し、続いて、古典古代社会の法と国制、古ゲルマン社会の法と国制、中世初期の法観念、「古き良き法」理論、ドイツにおける学識法曹階層の社会的進出、法律家身分の成立、自然法論の時代から自然法的法典編纂の時代へ、早期の法典編纂、サヴィニー対ティボーの法典論争、ドイツ歴史法学派の誕生、ヤーコブ・グリムの法学観、等に関して講義をすすめていく。

【履修上の注意事項】

歴史や思想史に興味をもつ学生の受講を歓迎する。

【評価方法】

成績評価は、出席、時折課す小テスト・レポート、中間・期末試験などを総合して評価の基準にする。

【テキスト】

特に指定はない。適宜レジュメを配布する。

【参考文献】

講義時間内に、適宜、プリントなどで紹介する。

法務研究 I

担当教員 井村 真己

配当年次 2年

単位区分 選択

関連資格

備考

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 2.0

【授業のねらい】

本講義は、法学検定試験の対策講座である。法学検定試験は、法学に関する学力水準を客観的に評価する、わが国唯一の全国規模の検定試験であり、企業の入社・配属時等の参考資料として、さまざまな場面で利用されている。

本講義では、法学検定の対象科目のうち、4級・3級の法学、民法、憲法の問題を中心として試験の対策を行う。担当者の都合上、刑法に関する問題は取り扱わない。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容
1	ガイダンス
2	法学検定試験について
3	法学入門①（法体系の基礎）
4	法学入門②（条文・判例の読み方の基礎）
5	法学入門③（法解釈の基礎）
6	法学入門④（法制度論の基礎）
7	民法①（総則）
8	民法②（物権）
9	民法③（債権総論）
10	民法④（債権各論）
11	民法⑤（親族・相続）
12	憲法①（人権総論）
13	憲法②（人権各論）
14	憲法③（統治機構①）
15	憲法④（統治機構②）
16	

【履修上の注意事項】

最新の六法を必ず持参すること。

本講義は例年11月に行われる法学検定試験の受験希望者を対象とするが、受験の意思を固めていなくても同試験に興味がある者の受講を歓迎する。

また、本講義の内容は、過去問の解説が中心であるため、体系的な講義についてはそれぞれの専門科目を受講すること。

【評価方法】

試験等は一切行わない。出席のみで評価する。

【テキスト】

テキストは指定しない（レジュメを配布する）。

【参考文献】

法学検定試験委員会編『2009年法学検定試験問題集4級』商事法務

※最新版が刊行され次第、随時紹介する。

法務研究Ⅱ

担当教員 田中 稔

配当年次 2年

単位区分 選択

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 2.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

不動産登記法のうち、司法書士試験で出題されている権利に関する登記について、内容を概観します。本試験では、択一式および書式の出題がされています。このうち、時間の関係で、択一式の解答に必要なもの、権利に関する登記の総論および各論の知識の習得をねらいとしています。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容
1	オリエンテーション
2	権利に関する登記とは何か
3	申請人・申請主義・共同申請主義
4	登記の申請に必要な情報
5	オンライン申請・書面申請
6	申請人の本人確認 登記識別情報
7	申請人の本人確認 事前通知・資格者代理人による本人確認情報・印鑑証明書
8	変更登記
9	更正登記
10	抹消登記
11	主登記・付記登記
12	仮登記
13	所有権移転登記の申請情報
14	抵当権設定登記の申請情報
15	その他の問題
16	

【履修上の注意事項】

不動産登記法・不動産登記令・不動産登記規則・不動産登記事務取扱手続準則の掲載された六法を持参することが望ましい。
学内グループウェアを利用した情報提供を行う予定です。

【評価方法】

小テストおよび期末テストによって評価します。

【テキスト】

田中稔『不動産登記法の解説』（6訂版・一橋出版・735円）

【参考文献】

適宜紹介します。

環境法

担当教員 砂川 かおり

配当年次 3年

単位区分 選択

関連資格

備考

開講時期 通年

授業形態 一般講義

単位数 4.0

【授業のねらい】

環境問題は公害から生活環境問題、さらに将来世代の持続可能な発展を求める地球規模の問題へ拡大しています。環境法とは、環境の質を社会的に望ましい状態にするための法システムの総称です。つまり、現在および将来の環境の質の状態に影響を与える関係主体の意思決定を社会的望ましい状態の実現に向けてのアプローチに関する法、および、環境に関する紛争処理に関する法律です。

【授業の展開計画】

本講義では、環境法に係るこれまでの理論的蓄積やアプローチ、判例等を学びながら、環境法に関する諸課題について理解を深め、問題点の抽出、解決方法等について考え、分析できる能力を身に付けることを目的としています。

週	授 業 の 内 容	週	授 業 の 内 容
1	授業概要説明 人間活動による環境問題	17	自然景観を保護する制度
2	リスクへの対応。対症療法から予防・管理へ	18	原生の自然を保護する制度
3	環境管理の基本理念	19	野生生物の保護に関する法律
4	環境アセスメント	20	海や川の自然に関する法制度
5	環境法を実施する主体	21	国際的な自然保護
6	公害と企業・環境汚染防止のための法システム	22	森林を管理し、保護するための法律
7	環境法の執行の実際	23	グローバル化する環境問題と国際環境法
8	環境公害訴訟（1）民事訴訟	24	オゾン層の破壊と酸性雨
9	環境公害訴訟（2）行政訴訟	25	企業の環境対策
10	公害被害の行政的救済	26	環境規格
11	モノの循環をめぐる問題点と解決の視点	27	環境配慮型製品やサービスを広めるための工夫
12	廃棄物の発生抑制と資源の再利用	28	企業の環境対策を公表する方法
13	リサイクル関連法	29	企業の環境対策と消費者の応援
14	循環基本法とその評価	30	まとめ
15	中間試験	31	
16	自然保護とは何か		

【履修上の注意事項】

【評価方法】

出席・中間試験・期末試験により評価します。
評価配分：出席点30%、中間試験35%、期末試験35%

【テキスト】

畠山武道・大塚 直・北村喜宣「環境法入門」（日本経済新聞出版社）

【参考文献】

大塚直「環境法」（有斐閣）、大塚直・北村喜宣「環境法ケースブック」（有斐閣）、「ジュリスト別冊、公害環境判例百選」（有斐閣）、その他 適宜プリント等配布。

外国法 I

担当教員 船越 優子

配当年次 3年

単位区分 選択

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 2.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

英米法（コモン・ロー）とは、イギリス法およびイギリス法を継受した国々の法を意味します。本講義では、アメリカ法を中心に、大陸法と対比される英米法の特徴を、その法制度、法文化、歴史等に焦点をあてて講義します。

【授業の展開計画】

1. 英米法・英米法系
2. 判例法主義
3. 連邦制度
4. 裁判制度
5. 陪審制度
6. アメリカ法の歴史
7. 合衆国憲法
8. アメリカの法学教育

【履修上の注意事項】

特にありません。

【評価方法】

期末試験の成績によって評価します。

【テキスト】

丸山英二『入門アメリカ法』（第2版、弘文堂）

【参考文献】

授業中に適宜説明します。

外国法Ⅱ

担当教員 船越 優子

配当年次 3年

単位区分 選択

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 2.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

本講義では、アメリカ法の実際を学ぶことを目的として、民事手続法および契約法を取り上げます。最初に民事手続法を概観したのち、アメリカ契約法に特徴的な約因理論、救済方法などを中心に講義します。

【授業の展開計画】

1. アメリカの民事手続法
 - (1) 管轄
 - (2) 訴答
 - (3) 開示
 - (4) 事実審理
 - (5) 上訴
2. アメリカの契約法
 - (1) 契約の成立
 - (2) 約因
 - (3) 口頭証拠法則
 - (4) 債務不履行
 - (5) 救済

【履修上の注意事項】

日本の民事訴訟法、契約法（債権総論、債権各論）に関する基本的な知識があることを前提とします。外国法（英米法）Ⅰを受講していることが望ましい。

【評価方法】

期末試験の成績によって評価します。

【テキスト】

丸山英二『入門アメリカ法』（第二版、弘文堂、2009年）

【参考文献】

授業中に適宜説明します。

外書講読研究Ⅱ

担当教員 稲福 日出夫

配当年次 3年

単位区分 選択

関連資格

備考

開講時期 後期

授業形態

単位数 2.0

【授業のねらい】

法学にかんするドイツ語テキストを輪読することで、ドイツ法文化を理解するための足がかりとしたい。学生時代に外国の文献にふれ、静かに且つ情熱をもって読み込んでいく経験は、将来、きっと役立つものと思われる。

【授業の展開計画】

授業の開始のさい、参加する学生たちと相談して、テキストを決めることになる。そのテキストを皆で輪読しながら、授業をすすめることになる。

【履修上の注意事項】

参加する学生は、おそらく少人数であろう。ドイツ語を履修した学生の参加が望ましい。が、それに限るわけではない。邦訳のあるテキストでもよい、と考えているので、先ず、初回到教室をのぞいてほしい。

【評価方法】

【評価方法】

出席状況や、クラスへのかかわりかた、その意欲などを総合して、評価の基準とする。

【テキスト】

初回に参加者と相談して決めたい。

【参考文献】

授業をすすめるなかで、適宜指示する。

行政法Ⅱ

担当教員 前津 榮健

配当年次 3年

単位区分 選択

関連資格

備考

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 4.0

【授業のねらい】

本講義では、行政法Ⅰで学習した行政法の基本原理や行政作用に関する知識を踏まえ、行政権による権利・利益の侵害に対する救済手段を考察する。つまり、行政による被害はどのようにして償われ、また国民が行政を相手に争う方法には、どのようなものがあり、またどのような問題を抱えているのかについて、具体例を通して考察していきたい。国家補償法、行政争訟法、行政苦情処理等について学ぶことを目的とする。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容	週	授 業 の 内 容
1	ガイダンス	17	行政不服申立の種類
2	現代行政と行政統制	18	教示制度
3	行政救済法の意義	19	行政不服申立の提起・審理
4	国家賠償法（1）	20	行政事件訴訟の意義と系譜
5	同上（2）	21	行政事件訴訟と司法審査の限界
6	同上（3）	22	行政事件訴訟の種類
7	同上（4）	23	抗告訴訟の種類
8	事例問題を考える	24	訴訟要件（1）
9	損失補償（1）	25	同上（2）
10	同上（2）	26	取消訴訟の審理と終結
11	同上（3）	27	事例問題を考える
12	結果責任に基づく損害賠償	28	苦情処理制度
13	事例問題を考える	29	オンブズマン制度
14	試験	30	試験
15	行政争訟法の意義	31	
16	行政不服申立の意義		

【履修上の注意事項】

六法を携帯すること。登録調整期間中に必ず出席すること。

【評価方法】

- (1) 評価は2～3回の試験に基づき行う。追再試なし。
- (2) 例題について質疑あり。

【テキスト】

三好充・仲地博編著 池村・前津・小橋・木村『テキストブック行政法』（法律文化社）

【参考文献】

- (1) 原田尚彦『行政法要論』（学陽書房）
- (2) 塩野・小早川編『行政判例百選Ⅱ』（有斐閣）

刑事訴訟法

担当教員 中野 正剛

配当年次 3年

単位区分 選択

関連資格

備考

開講時期 通年

授業形態 一般講義

単位数 4.0

【授業のねらい】

裁判員制度が実施されている。刑事裁判が専門家だけでなく市民との協同で行われる。法学部生は専門性を身につけた者として他の裁判員たちをリードしてゆく役割が期待される。そこで、講義では法学部生の常識と呼べる程度において、現在の刑事手続の流れ及び概念をおもに判例の動向に即して理解させ、その知識を定着させる。昨年度は専門演習とリンクさせ、模擬法廷教室を利用して、ゼミ生に実際に公判手続を再現させ、それを受講生に傍聴させることで、知識の定着を図った。

【授業の展開計画】

《刑事手続の流れと理念》を学ぶ。ゆえに、

(1) 刑事訴訟法の理念 (2) 捜査・起訴 (3) 公判審理 (4) 裁判・上訴 (5) 刑事訴訟の担い手を主な内容とする。なお、訴訟法の目的は事実の適正な認定に認められるところから、証拠法にあたる13、15から17を前倒しして講義の初期の段階で述べる場合もあり得る。

そこで、1 裁判とはどのようなものか

3 刑事裁判の基本原則

5 国家訴追主義・起訴独占主義

7 捜査と裁判

9 捜査機関

11 任意捜査の原則—強制捜査法定主義

13 違法収集証拠の排除法則

15 証拠と事実認定

17 事実認定における証拠の扱い

19 判決

21 誤判の救済制度

23 公判手続き以外の手続き

25 裁判官と裁判所

27 検察官と検察庁

29 弁護士と弁護士会

2 真実追究と人権保障の相克

4 捜査と令状主義

6 公判手続きと当事者主義

8 刑事手続きと捜査の役割

10 捜査の流れ

12 捜査の適正化のための方法

14 公判手続き

16 証拠の種類

18 迅速な裁判の実現

20 誤判とその救済

22 再審

24 少年審判の手続き

26 司法権の独立

28 検察官同一体の原則

30 弁護士の地位

【履修上の注意事項】

刑事訴訟法には、「当事者主義」、「公判中心主義」、「証拠裁判主義」をはじめとして理解の鍵となる概念がある。それらの概念の意義を確認しながら受講することが大切である。裁判や司法制度改革に関する日々のニュース報道にもアンテナを張っておくこと。受講に際しては、静粛を旨とし、携帯の電源を切っておくこと。また、遅刻した場合には、静かに入室し、教壇の前を横切らないこと。

【評価方法】

地裁での刑事裁判の傍聴（検事の起訴状朗読から判決まで）をし、その内容をまとめたレポートを夏期休暇明けまでに提出した人には成績評価で優遇（提出は任意）。刑事手続を理解する近道は裁判傍聴に尽きる事が理由。成績評価は試験（講義への出席者を優遇したいので出題範囲は講義であつかった範囲内だけに限定）と出欠状況。

【テキスト】

開講の際に指定する。そのほか、最新の六法、ノート必携。

【参考文献】

刑法各論

担当教員 中野 正剛

配当年次 3年

単位区分 選択

関連資格

備考

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 4.0

【授業のねらい】

『犯罪』とは、ある社会病理現象に、刑法の条文を「法解釈」によって『構成要件』に加工して適用した結果。犯罪毎に『構成要件』は異なる。実際の社会病理現象は様々で、それに応じて『構成要件』も変わるからだ。これを学習するのが、刑法各論。諸君が学んだ「刑法総論」が体系的な思考方法ならば、問題別思考方法をとらなければならない。刑法各論の学習は、刑法総論の正確な理解のうえに成り立つ。犯罪とは「構成要件」に該当し、違法でかつ有責な行為である。この体系的な思考方法の実質化が問題別思考方法であり、刑法各論である。

【授業の展開計画】

なるべく最近の新聞記事などを使いながら、各犯罪を解説したい。

週	授 業 の 内 容
1	刑法各論の学習のコツ・各犯罪を分類整理する指標となる法益とはなんだろうか
2	○個人的法益とは何か
3	生命身体の安全を害する罪
4	自由を害する罪
5	プライバシーや名誉・信用・業務を害する罪
6	財産に関する罪
7	○社会的法益とは何か
8	公共の安全を害する罪
9	公衆の健康を害する罪
10	経済取引秩序を害する罪
11	風俗に関する罪
12	○国家的法益とは何か
13	国家の安全を害する罪
14	国家の機能を害する罪
15	総括
16	

【履修上の注意事項】

最新の六法、テキスト、ノートを持参すること。

【評価方法】

試験による。気まぐれに実施される出席調査を兼ねる小テストも評価の対象。

【テキスト】

開講時に指示する。

【参考文献】

国際私法

担当教員 熊谷 久世

配当年次 3年

単位区分 選択

関連資格

備考

開講時期 通年

授業形態 一般講義

単位数 4.0

【授業のねらい】

国際化の進展に伴って、国境を越えた法律問題が多発している。しかし、地球上には国境で仕切られた200以上の国があり、それぞれの法律の内容は異なっている。法統一は限られた分野でしかできていないため、一般にはいずれの国の法律を適用するかを定める国際私法ルールによって法秩序に安定を与えるという方法が採用されている。国際的な結婚・離婚などそれぞれの「単位法律関係」について、当事者の国籍・常居所などを「連結点」として「準拠法」を定めるのである。本講では、こうした準拠法の決定適用プロセスについて講義する。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容	週	授 業 の 内 容
1	ガイダンス（講義の進め方）	17	自然人－権利能力・行為能力
2	緒論 国際私法と国際民事手続法	18	氏名について
3	国際私法の意義	19	法人－従属法
4	国際私法と統一法	20	法律行為－当事者自治の原則
5	国際私法による問題解決の実際	21	法定債権
6	国際民事手続法	22	国際婚姻の成立
7	総論 国際私法の構造	23	国際婚姻の効力
8	単位法律関係と性質決定	24	夫婦財産制
9	連結点の確定	25	国際離婚
10	日本の国籍法	26	国際親子－実親子関係
11	連結点としての国籍および住所、常居所	27	国際親子－養親子関係
12	準拠法の特定期－反致	28	物権その他の財産権－知的財産権
13	不統一法・未承認国法の指定	29	国際相続
14	準拠法の適用－国際私法上の公序	30	総括
15	小括	31	
16	各論 総説		

【履修上の注意事項】

国際私法は国内法であるので『六法』を必ず持参すること。国際法の条約集は不要。
国際私法は、従来の『法例』から、平成19年1月1日より『法の適用に関する通則法』として施行されたので注意すること。

【評価方法】

前・後期末の試験およびレポートを課した場合はそれらを含めた総合的評価とする。

【テキスト】

「国際私法入門（第6版）」沢木敬郎・道垣内正人（有斐閣双書）又は「国際私法（第2版）」神前禎・早川吉尚・元永和彦（有斐閣アルマ）を推奨する。併せて適宜レジュメを配布する。

【参考文献】

(1)「国際私法判例百選」桜田嘉章・道垣内正人編 (2)「国際私法概論（第5版）」木棚照一・松岡博・渡邊惺之(3)「国際私法（第5版）」桜田嘉章(4)「国際私法講義（第3版）」溜池良夫（上記すべて有斐閣）

国際法 I

担当教員 比屋定 泰治

配当年次 3年

単位区分 選択

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 4.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

今日の私たちの生活は、国際社会とのつながりを前提として成り立っており、国際社会の法的ルールである国際法は、私たちが安定した日常生活を送るために必要なものである。

本講義では、国際法の歴史、法的性格、条約法や法主体などの基本的な部分から解説し、次に、国際法の中心的な主体である国家について、その機関や基本的権利・義務を解説する。

講義の際には、国際法に関する新しい事例等を可能な限り提示することで、理解の促進を図る。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容	週	授 業 の 内 容
1	ガイダンス／受講受付	17	国際法の主体③国際機構
2	イントロ(国際法はどのような法か)	18	国際法の主体④私人
3	国際法の歴史	19	国家の成立・国家承認
4	国際法の法的性格	20	自決権
5	国際法と国内法の関係	21	国家承継
6	国際法の成立形式①慣習法	22	国家の機関①政府、国家元首
7	国際法の成立形式②条約	23	国家の機関②外交使節
8	国際法のその他の成立形式	24	国家の機関③領事使節
9	条約法とは何か	25	国家主権
10	条約の成立	26	国家管轄権
11	条約の留保	27	国家免除
12	条約の解釈適用	28	平等権
13	条約の無効・終了	29	不干渉義務・普遍的義務
14	まとめ(1章～3章)	30	まとめ(4章～7章)
15	国際法の主体①国家	31	
16	国際法の主体②人民		

【履修上の注意事項】

国際法の講義では「国内法との比較」にもとづいて内容を理解する部分が多いので、法学部の基礎的な法律科目を履修してから、その後に国際法を受講することが望ましい。

【評価方法】

学期末等を実施する試験によって評価する。

【テキスト】

松井芳郎ほか『国際法〔第5版〕』（有斐閣、2007年）

【参考文献】

講義の際に適宜紹介する。

国際法Ⅲ

担当教員 比屋定 泰治

配当年次 3年

単位区分 選択

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 2.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

国際法Ⅰで学んだ国際法の基本的な考え方をベースにしつつ、社会的・経済的分野における国際法について勉強していく。具体的には、私人の保護と処罰、経済的な国際協力、環境保護のための国際協力を勉強する。

【授業の展開計画】

以下の通りに進めていく予定であるが、進捗状況に応じて変更することもありうる。

週	授 業 の 内 容
1	ガイダンス
2	イントロ（社会的・経済的分野の国際法について）
3	国籍
4	外国人の地位
5	人権の国際的保障
6	難民の保護
7	犯罪人引渡し
8	国際犯罪
9	貿易
10	通貨・金融
11	投資
12	南北問題、地域経済統合
13	環境保全のための基本原則と条約制度
14	越境汚染損害と賠償責任
15	まとめ
16	

【履修上の注意事項】

国際法Ⅰを履修してからの受講が強く望まれる。

【評価方法】

学期末の試験によって評価する。

【テキスト】

松井芳郎ほか『国際法[第5版]』（有斐閣Sシリーズ、2007年）

【参考文献】

適当なものがあれば、講義の際に適宜紹介する。

国際法Ⅳ

担当教員 比屋定 泰治

配当年次 3年

単位区分 選択

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 2.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

国際法Ⅰで学んだ国際法の基本的な考え方をベースにしつつ、平和と秩序維持のための国際法について勉強していく。具体的には、国家責任の成立・追及、国際紛争の処理のあり方、戦争の違法化と安全保障、武力紛争の犠牲者の保護、中立制度を勉強する。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容
1	導入講義(平和・秩序維持の分野における国際法)
2	国際違法行為の成立・効果
3	国際請求、対抗措置
4	紛争の平和的処理とは
5	紛争処理の手段①(交渉、周旋、仲介)
6	紛争処理の手段②(審査、調停、仲裁)
7	紛争の司法的解決
8	紛争の政治的処理、国際裁判と日本
9	戦争・武力行使の違法化
10	集団安全保障
11	自衛権
12	平和維持活動、軍縮・軍備管理
13	戦闘の手段・方法の規制
14	武力紛争犠牲者の保護、履行確保
15	中立法
16	

【履修上の注意事項】

国際法Ⅰを履修してからの受講が強く望まれる。

【評価方法】

学期末の試験によって評価する。

【テキスト】

松井芳郎ほか『国際法[第5版]』(有斐閣Sシリーズ、2007年)

【参考文献】

適当なものがあれば、講義の際に適宜紹介する。

社会保障法

担当教員 井村 真己

配当年次 3年

単位区分 選択

関連資格

備考

開講時期 通年

授業形態 一般講義

単位数 4.0

【授業のねらい】

社会保障法とは、生活保障の最終的役割を担う国家が、疾病・障害・高齢・失業・死亡など社会生活上の困難をもたらす事故をカバーし、国民が「人たるに値する生活」を確保することを任務とする法律の総称である。具体的には、年金保険、医療保険、生活扶助、社会福祉などであり、介護問題や年金問題など、現在の社会が直面している重要課題が提起されている。

本講義では、これら社会保障に関する法制度を中心に、わが国における社会保障政策の展開について考察する。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容	週	授 業 の 内 容
1	ガイダンス	17	医療保険②（健康保険法）
2	社会保障概説①（社会保障の目的と機能）	18	医療保険③（国民健康保険法）
3	社会保障概説②（社会保障の国際的展開）	19	医療保険④（老人保健法）
4	憲法と社会保障①（憲法25条）	20	介護保険①（介護保険の制定と目的）
5	憲法と社会保障②（社会保障受給権）	21	介護保険②（介護の認定）
6	憲法と社会保障③（手続的保障）	22	介護保険③（介護保険の財政システム）
7	社会保障の財源と運営①（社会保障の財源）	23	年金保険①（公的年金の構造）
8	社会保障の財源と運営②（社会保障の運営）	24	年金保険②（国民年金法）
9	公的扶助①（生活保護の目的）	25	年金保険③（厚生年金保険法）
10	公的扶助②（生活保護の種類と方法）	26	年金保険④（年金制度の課題）
11	公的扶助③（保護実施のプロセス）	27	雇用保険①（雇用保険制度）
12	社会福祉①（社会福祉の意義と法制度）	28	雇用保険②（雇用保険の給付）
13	社会福祉②（児童福祉）	29	社会保障の将来的展望と課題
14	社会福祉③（障害者福祉）	30	後期末試験
15	前期末試験	31	
16	医療保険①（医療保障制度）		

【履修上の注意事項】

最新の六法を必ず持参すること。

登録者が多数の場合は、学部・学科・学年を問わず抽選する。

なお、労災保険法については、労働法Ⅰにて扱うため、本講義では言及しない。

【評価方法】

成績評価は、前後期末に行う試験の成績を基本とし、出席点を加味した上で行う。

また、必要に応じてレポートを課す場合がある。

【テキスト】

テキストは指定しない（レジュメを配布する）。

【参考文献】

西村健一郎『社会保障法入門』有斐閣

加藤智章・菊池馨実・倉田聡・前田雅子『社会保障法（第3版）』有斐閣

消費者保護法

担当教員 大山 盛義

配当年次 3年

単位区分 選択

関連資格

備考

開講時期 通年

授業形態 一般講義

単位数 4.0

【授業のねらい】

現代の経済社会においては様々な局面で私たちの誰もが「消費者」となり得、法的トラブルに巻き込まれた場合、事業者（特に大きな企業）の前では一人の消費者としては無力に近い状態におかれます。消費者をどのように保護するのかは古くて新しい問題です。本講義では、具体的事例を紹介しながら、消費者保護とは何か、その理念と実践としての法の理解を深めていきたいと思えます。

【授業の展開計画】

本講義では、まずはじめに消費者トラブルの歴史と、それを解決するためにとられた政策の展開、および消費者基本法の理念を見ていくことにする。次に、消費者トラブルの具体的事例に即しながら具体的な消費者保護法の内容を理解することにつとめる。取り上げる予定の法律は、消費者契約法、特定商取引法、割賦販売法、利息制限法、製造物責任法などを予定している。

【履修上の注意事項】

2010年度版の六法を必携のこと。私語は厳禁。

【評価方法】

定期試験に依ります。

【テキスト】

毎回レジュメを配布します。

【参考文献】

講義において適宜紹介します。

情報法 I

担当教員 真栄城 満喜子

配当年次 3年

単位区分 選択

関連資格

備考

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 2.0

【授業のねらい】

本講義では、1999年に制定され、2001年4月1日から施行された「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」、いわゆる情報公開法及び自治体の情報公開条例を学ぶことによって「知る権利」についての認識を深めることを目的としたい。

【授業の展開計画】

- 1 ガイダンス
- 2 情報公開とは
- 3 知る権利について (1)
- 4 知る権利について (2)
- 5 情報公開法・条例の目的
- 6 実施機関
- 7 対象情報
- 8 中間試験
- 9 適用除外 (1)
- 10 適用除外 (2)
- 11 適用除外 (3)
- 12 救済制度 (1)
- 13 救済制度 (2)
- 14 救済制度 (3)
- 15 期末試験

【履修上の注意事項】

六法を携帯すること。

【評価方法】

- (1) 出席状況、試験、受講時の態度に基づき総合的に判断する。
- (2) 追再試なし。

【テキスト】

配布するレジメ、資料等で行う予定。

【参考文献】

松井茂記『情報公開法』（学陽書房）

情報法Ⅱ

担当教員 真栄城 満喜子

配当年次 3年

単位区分 選択

関連資格

備考

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 2.0

【授業のねらい】

本講義では、2005年4月から施行された「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律」及び自治体の個人情報保護条例を学ぶことより、プライバシー権、個人情報の取扱い、開示請求権等及び個人情報の不適正な取扱いによる罰則の適用についての認識を深めることを目的とした。

【授業の展開計画】

- 1 ガイダンス
- 2 個人情報保護の意義
- 3 プライバシー権
- 4 個人情報保護法制の体系
- 5 個人情報保護法・条例の目的
- 6 個人情報の取扱い（1）
- 7 個人情報の取扱い（2）
- 8 中間試験
- 9 開示請求権（1）
- 10 開示請求権（2）
- 11 訂正請求権
- 12 利用停止請求権
- 13 救済制度
- 14 苦情処理、罰則等について
- 15 期末試験

【履修上の注意事項】

六法を携帯すること。

【評価方法】

- (1) 出席状況、試験、受講時の態度に基づき総合的に判断する。
- (2) 追再試なし。

【テキスト】

配布するレジメ、資料等で行う予定。

【参考文献】

宇賀克也『個人情報保護法の逐条解説』（有斐閣）

政治思想史

担当教員 芝田 秀幹

配当年次 3年

単位区分 選択

関連資格

備考

開講時期 通年

授業形態 一般講義

単位数 4.0

【授業のねらい】

政治に関する考察は、伝統的に、国家を舞台として営まれる政治現象を対象として積み重ねられてきた。そこで、本講義では、代表的な国家理論を歴史的に古い順からとりあげ、それらのなかで取り扱われている諸々のテーマ、たとえば民主主義、国家と社会、制度、政治の目標などについて考察する。またその作業を通じて、現代の政治を思想史的観点から把握する視座を養いたい。

【授業の展開計画】

「政治思想史」と聞くと、いかにも難解なイメージを学生諸君はもつのではないかと思う。もちろん、抽象的な思想や理論を扱うのに加え、歴史も踏まえなければならないのだから簡単なはずはない。しかし、本講義では勉めて「平明・平易」を心がけ、それを初学者にも十分理解してもらえるような授業にしたい、と念じている。是非、恐れずに思想史研究の扉を開いて、苦しくも楽しい「知的格闘」を実践して欲しい。なお、具体的には、以下のような手順で講義を進めて行く予定である。

週	授 業 の 内 容	週	授 業 の 内 容
1	政治思想史とは - 人生にとって思想の意味	17	トマス・ホッブズ
2	ギリシャ文明	18	ロック
3	プラトン	19	フランス革命と近代国民国家
4	アリストテレス	20	ルソー
5	ローマの政治思想	21	イギリス政治思想とフランス革命
6	キリスト教の成立とその政治学的意味	22	ベンサムと功利主義的政治思想
7	普遍教会と教父哲学の政治理論	23	J. S. ミルと大衆社会論
8	中世的世界	24	トクヴィルとその時代
9	トマス・アクィナス	25	ドイツ観念論と政治
10	ルネサンス	26	カント・哲学と政治
11	マキアヴェリ	27	ヘーゲルと国家
12	ユートピア思想	28	イギリス理想主義
13	ルター・カルヴァンの宗教改革	29	マルクスの政治理論
14	絶対主義とボダンの主権理論	30	講義のまとめ
15	自然法の改鑄作業	31	
16	近代国家の原理とイングランド革命		

【履修上の注意事項】

「すぐに役立つものは、すぐに役立たなくなる」。ある科学者からこんなことを聞いたことがある。社会の即戦力的な分野ではないし、就職に直結するような内容を必ずしも持ち合わせてはいないものの、思想史研究は、現実政治研究だけでは決して見えてはこない、「やがて役立つ」何ものかを必ず含んでいる。本講義を通じて、ぜひともそれを体感し、思想史研究の醍醐味、面白さを満喫して欲しいと思う。また、できれば「政治学原論」と、今年度から開講する「西洋政治史」も履修しておいて欲しい。

【評価方法】

定期試験の結果と出席状況で判断。

【テキスト】

使用しない。

【参考文献】

福田歓一『政治学史』（東大出版会、1985年）、藤原保信『西洋政治理論史』（早大出版部、1985年）、足立幸男編著『概説西洋政治思想史』（ミネルヴァ書房、1994年）、大塚桂『ヨーロッパ政治理念の展開』（信山社、2006年）。

専門演習 I

担当教員 徳永 賢治

配当年次 3年

単位区分 必

関連資格

備考

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4.0

【授業のねらい】

少人数クラスの演習は、ゼミ生個人による学習、研究発表、また参加学生による討論を重視する科目である。こちらで予め準備した70余りのテーマのうち、ゼミ生が各々関心をもつ専門分野のテーマについて、知識や考えをまとめる能力、それを表現する能力を滴養することを、本授業のねらいとする。

【授業の展開計画】

理論法学の一分野としての法哲学・法思想史の専門演習においては、実定法各分野の相互関連を明らかにする一方、法哲学、法思想史のなかにこれを位置づけることにより、ゼミ生が断片的でなく総合的な知識を習得できることをめざす。

[演習計画]

予め決めた報告の順番に従い、報告者は、事前に選択したテーマについて準備したレジュメを基に報告をする。出席者全員が、その報告について質疑応答をする。なぜそう言えるのか、相手の主張に耳を傾け、その論点を見抜く能力、論理的コミュニケーション能力を養ってもらう。

【履修上の注意事項】

「法思想史」または「法哲学」を受講したかまたは受講中であることが望ましい。また、履修登録時に簡単な研究計画概要を提供してもらい、それを見てゼミ登録の可否を決めたい。

【評価方法】

毎回の出席状況、報告とその内容等を総合的に判断して行なう。

【テキスト】

テキスト:特に指定はない。適宜資料を配布する。

【参考文献】

参考文献:必要に応じて随時紹介する。

専門演習 I

担当教員 稲福 日出夫

配当年次 3年

単位区分 必

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

この演習では、実定法を直接の対象とはしない。19世紀初頭にサヴィニーによって確立されたドイツ歴史法学派の法学観が、わが国の近代法形成にどのような影響を及ぼしたのか、ゼミ生と一緒に考えていきたい。

【授業の展開計画】

ドイツの法学者サヴィニーやグリム兄弟、また、わが国の近代法の基礎を築いた穂積陳重などの基礎的文献を読む予定である。しかし、ゼミの進め方の具体的な計画は、テキストも含めて、相談して決めたい。

【履修上の注意事項】

少人数のゼミ生で、輪読したり、討論・発表してもらいながら進めていくかたちをとるので、無断欠席・遅刻が許されないのは勿論である。読書することを苦手としない協調心のある学生の登録を希望する。

【評価方法】

成績評価は、出席状況や、ゼミへのかかわり方、その意欲などを総合して、評価の基準とする。

【テキスト】

未定。相談して決める。

【参考文献】

ゼミをすすめるなかで適宜指摘する。

専門演習 I

担当教員 脇阪 明紀

配当年次 3年

単位区分 必

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

一般に難解とされる商法に関する専門知識およびその理解をより深めるために、学生諸君による自主的な研究発表とそれについての質疑応答を中心として進める。研究対象は、商事法に関する判例および商事法上の重要問題であり、研究発表に際しては、簡単なレジュメを作成されたい。

【授業の展開計画】

～授業のねらいのつづき～

商法には、商法総則・商行為法、手形法、小切手法、保険・海商法の四分野が存在するところから、年間に数回の発表機会がある場合には、なるべく異なった分野の判例や事例について研究発表することにより、商事法に関するより広い視野と判断力を身につけるようなるべく異なった分野の判例や事例について研究発表することにより、商事法に関するより広い視野と判断力を身につけるように努力していただきたい。

【履修上の注意事項】

商法の分野は、比較的難解な法律分野であるので、商法の各分野を現在履修中の者か、あるいはその単位を取得した者であることが望ましい。

【評価方法】

出席状況を中心に評価する。したがって、欠席する場合には、前もって必ず欠席理由を説明して頂きたい。なお、研究発表のテーマに関するレジュメの作成を要求するところから、レポート、宿題等は課さない。

【テキスト】

特に指定しない。

【参考文献】

- (1)「商法総則・商行為法判例百選」(第三版)(有斐閣)
- (2)「会社法判例百選」(第五版)(有斐閣)
- (3)「手形小切手判例百選」(第四版)(有斐閣)
- (4)目で見える商法教材(有斐閣)

専門演習 I

担当教員 井端 正幸

配当年次 3年

単位区分 必

関連資格

備考

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4.0

【授業のねらい】

この演習では、憲法をめぐる諸問題について、素朴な疑問から出発しながら、さまざまな視点、角度から考えることを通じて、より体系的で専門的な知識、および柔軟で論理的な思考力を身につけることを目標にする。

問題に応じて、社会的背景をふまえるとともに学説や判例などを整理・検討し、視野を広げながら問題点を掘り下げ、ポイントを的確につかむように努力してもらいたい。

【授業の展開計画】

未定。開講時にグループ編成、テーマの分担などを決める予定。

週	授 業 の 内 容	週	授 業 の 内 容
1		17	
2		18	
3		19	
4		20	
5		21	
6		22	
7		23	
8		24	
9		25	
10		26	
11		27	
12		28	
13		29	
14		30	
15		31	
16			

【履修上の注意事項】

(1) 基本的なテキスト類は、なるべく早いうちに読んでおくこと。

* なお、憲法のテキスト類は多数あるが、各自で自由に選択すればよい。

(2) 「憲法 I」の単位を取得していない学生の登録は認めない（ただし、編入生を除く）。

【評価方法】

成績評価は、演習の際の報告や討論（発言）、レポートの内容などを総合的に考慮して判断する。

【テキスト】

未定。ただし、開講時に報告予定テーマ一覧を配布する予定。

【参考文献】

(1) 浦部・大久保・森・山口編『現代憲法講義 2 [演習編]』法律文化社 (2) 高橋和之・大石眞編『憲法の争点・第3版』有斐閣 (3) (芦部)・高橋・長谷部編『憲法判例百選 I・II』有斐閣、など。

専門演習 I

担当教員 小西 由浩

配当年次 3年

単位区分 必

関連資格

備考

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4.0

【授業のねらい】

本演習では、受講者各人の興味・関心にそって個別の研究テーマを選び、文献の収集、報告等をつうじて全体で議論していきたい。犯罪と刑罰に関わるものであれば、テーマは自由である。積極的にゼミに関われる学生を求める。

【授業の展開計画】

【履修上の注意事項】

【評価方法】

出席状況、報告態度等を判断の基準にする。ともかくも積極的に関わろうとすることが大切である。

【テキスト】

個別に指示する。

【参考文献】

専門演習 I

担当教員 前津 榮健

配当年次 3年

単位区分 必

関連資格

備考

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4.0

【授業のねらい】

行政法の講義で得た基礎的な知識に基づき、行政法における重要な論点について、事例を通して、従来の理論や判例の妥当性と問題点を明らかにしていきたい。また、ゼミ報告を通して、行政法で得た知識を深めると共に、日常の行政問題に関する関心と解決能力を高めていきたい。

【授業の展開計画】

- (ア) 行政法の基本原理の理解
- (イ) テーマの設定
- (ウ) 個別報告

【履修上の注意事項】

受講者は、原則として行政法Ⅰを履修した者、行政法Ⅱを履修する者を優先する。討論やゼミ活動に自ら積極的に参加し、発言できる意欲のある学生を希望する。

【評価方法】

成績評価は、報告の内容、討論、レポート、出席状況等を総合的に判断して行なう

【テキスト】

テーマに関連する文献を指示する。

【参考文献】

テーマに関連する文献を指示する。

専門演習 I

担当教員 熊谷 久世

配当年次 3年

単位区分 必

関連資格

備考

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4.0

【授業のねらい】

家族法の範囲で、判例研究を中心とした特定テーマの分析を行います。基本的な判例を分析検討したり、最近の重要な判例を題材にした事例研究です。また、家族法では新しい物の見かたが必要な場合も多く、重要な論文も随時輪読する予定です。国際結婚・離婚や国際養子、重国籍や無国籍、生殖医療の進展にともなう精子の凍結保存や代理母問題への法的対応など、国際的視野で家族法制の問題点に迫りたいと思います。自由な雰囲気の中で活潑な議論ができるよう、学生の自主性を尊重した専門演習の場としていきたい。

【授業の展開計画】

学生が数名で一組になって関心のあるテーマを設定し報告を行い、それについて全員による討論を行うという方式です。設定するテーマを見つけるのは学生であり、ゼミの運営そのものも学生の自主性に委ねられます。個別の問題に関する演習形式の勉強を通じて、家族法および国際私法をより深く修得することを目的としています。自由な雰囲気の中で、活潑な議論がおこなわれるよう期待しています。ここ数年における専門演習において、学生が取り上げたテーマを一部紹介すると、以下の通りです。

- ①内縁関係と同性結婚について－性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律を中心として－
 - ②夫婦の氏について－夫婦別姓選択制度－
 - ③準正子の国籍取得と婚外子－わが国籍法上の婚外子差別について－
 - ④女性と戸籍について－氏と戸籍の女性史－
 - ⑤国際結婚の成立要件について－愛に国境はない－
 - ⑥婚外子の法定相続分差別について－民法900条4号但書は合憲か？－
 - ⑦親子関係と生殖補助医療について－代理出産・代理母の問題点－
 - ⑧有責配偶者からの離婚請求について－積極的破綻主義への流れ－
 - ⑨自筆証書遺言の方式について－備えあれば憂いなし？－
 - ⑩親権制度と児童虐待への法的対応について－法は子どもを守るのか－
 - ⑪平和条約発効にともなう元日本人妻の法的地位とその国籍のゆくえ
 - ⑬配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律制定までの経緯について
 - ⑭国際離婚の準拠法について
 - ⑮虚偽の嫡出子出生届と養子縁組の成否について－藁の上からの養子と特別養子縁組－
 - ⑯人身保護法による子の引渡請求と拘束の顕著な違法性
 - ⑰航空機事故訴訟における国際裁判管轄について－マレーシア航空機事件－
 - ⑱外国離婚判決のわが国での有効性について－池田満寿夫の事例を中心に－
 - ⑲アメリカにおける懲罰的損害賠償判決はわが国で承認されるのか？－民事判決性について－
 - ⑳婚外子（重婚的内縁子）の父の氏への変更について
- その他：沖縄女性差別問題－トートメ問題－；離婚原因DV；赤ちゃん引き取りポストについて；凍結精子児の死後認知；無戸籍児、300日問題など。

【履修上の注意事項】

六法（最新版）を毎回持参してください。

【評価方法】

出席および前・後期における報告等を勘案して総合評価する。

【テキスト】

指定しない。

【参考文献】

「家族法判例百選（第6版）」及び「国際私法判例百選」を主要とし、報告者のテーマに応じて適宜指示する。

専門演習 I

担当教員 田中 稔

配当年次 3年

単位区分 必

関連資格

備考

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4.0

【授業のねらい】

私たちの日常生活で直面する紛争の大部分は最終的には損害賠償（債務不履行・不法行為）をめぐる争いに帰着します。そこで、損害賠償に関する諸問題を具体例の検討を通して考え、私たちがどのように生活しているのかを学びたいと思います。

【授業の展開計画】

損害賠償に関する重要な最高裁判決を題材に、担当者の報告・受講者全員の質疑応答を通じて、損害賠償に関する基本法理を探っていきます。

【履修上の注意事項】

受講者は、報告を担当した回だけでなく、報告者と同様の準備をして、主体的に議論に参加すること。

【評価方法】

報告の内容、授業への参加、など総合的に行う。出席を重視する。

【テキスト】

民法判例百選 I・II、重要判例解説等。

【参考文献】

担当教員の論文等。
その他に、適宜、必要な資料を指示する。

専門演習 I

担当教員 井村 真己

配当年次 3年

単位区分 必

関連資格

備考

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4.0

【授業のねらい】

労働法とは、労働者の企業における地位、処遇、労働条件、その他すべての職業生活を総合的に規律することを目的とした法律の総称である。グローバル化や少子高齢社会の進展など、近年の社会状況を反映して、労働関係においては、セクシュアル・ハラスメント、パートタイム労働、派遣労働、育児・介護休業などのさまざまな問題が噴出している。この演習では、労働法をめぐる諸問題について、その意義と課題を検討する。

【授業の展開計画】

講義の具体的な計画・内容については、受講者と相談の上決定したい。

【履修上の注意事項】

最新の六法を必ず持参すること。

「演習」である以上、受講者には積極的な討論を求めたい。

なお、労働法Ⅰおよび労働法Ⅱを受講済みかまたは受講予定であることが望ましい。

【評価方法】

成績評価は、演習での報告や討論、レポート、出欠等を総合して判断する。

【テキスト】

テキストは使用しない。

【参考文献】

必要に応じて適宜紹介する。

専門演習 I

担当教員 比屋定 泰治

配当年次 3年

単位区分 必

関連資格

備考

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4.0

【授業のねらい】

本演習の目的は、報告および討論を通じて、参加者が国際法的な知識・考え方を身につけ、国際情勢についての先見性を養うことにある。そのために、報告者には国際法に関連するテーマでの報告を行なってもらい（テキストの分析、国際判例の紹介、進行中の国際問題の検討など）、参加者には報告に対する議論を求める。

ただし、上記の目的を離れない範囲であれば、参加者・報告者の希望に基づいて、報告形式を全体的に、または、個別に変更することもある。

【授業の展開計画】

報告形式（個人報告、グループ報告など）および報告テーマなどについては、報告者・参加者の希望に基づいて、適宜決定する。

【履修上の注意事項】

国際法 I（できれば II～IV も）の講義を受講していること（または、演習と同時並行でもよい）が望ましい。

【評価方法】

報告内容、出席状況などを総合して判断する。

【テキスト】

報告者のテーマや希望に沿うものを適宜紹介する。

【参考文献】

報告者のテーマや希望に沿うものを適宜紹介する。

専門演習 I

担当教員 大山 盛義

配当年次 3年

単位区分 必

関連資格

備考

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4.0

【授業のねらい】

現代は契約社会である。私たちの多くは何らかの形で契約と関わりを持っている。本演習では、様々な契約を取り上げ、その意義と法的問題を検討することを目的とする。

【授業の展開計画】

判例研究を中心に行う。

毎回、報告者（2名～3名担当）を決め、割り当てられた判例を研究し報告してもらう。その後で参加者全員で討論する。

判例研究は、「事実の概要」「判旨」「検討」というスタイルをとる。

なお「検討」では、これまでの学説および判例はどのようなものがあるか、また、報告する判例とそれらがどのような関係にあるのか、またこの判例の意義はどこにあるのか、といったことを論じる。

演習での報告のためには、「資料収集」（当該判例に関する学説とこれまでの裁判例など）、「資料分析」（分析と自分の考えをまとめ、一緒に報告する他の担当者との理解をすりあわせる）、「発表」（レジュメ作成、演習での報告）、という三つの過程がありそれぞれが重要である。

【履修上の注意事項】

契約法を中心に扱うので、民法について基本的な理解を有する学生の参加を望む。

また、様々な社会問題（サラ金、クレジット・ローン、金融取引、売買に係わる諸問題、住宅問題、あるいは悪徳商法など）に関心があり、かつ、これらを解決するために法律を勉強しようとする意欲を持つ学生を歓迎する。

真摯、かつ、けじめのある態度で演習に参加することが重要である。

【評価方法】

演習での研究報告のみならず、演習に対する取り組み方など全てを考慮して判断する。

【テキスト】

特に指定しない。

【参考文献】

発表テーマに応じて、その都度紹介する。

専門演習 I

担当教員 上江洲 純子

配当年次 3年

単位区分 必

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

民事訴訟に関する諸問題について判例を題材に個人やグループで報告を担当し、報告テーマについて議論を重ねることで論理的なものの見方や考え方を養う。また、民事訴訟の仕組みについて理解を深め、理論的な主張の展開方法を学ぶため、模擬裁判形式を取り入れた演習も予定している。

【授業の展開計画】

演習の初回に、スケジュール、演習の方式、及び役割分担について、受講者と相談の上決定する

【履修上の注意事項】

民事訴訟法を受講予定又は受講済みであること。

【評価方法】

授業への参加姿勢、報告や討論の際の発言、出席状況を総合的に評価する。

【テキスト】**【参考文献】**

『民事訴訟法判例百選(第3版)』別冊ジュリストNo169(有斐閣)

専門演習 I

担当教員 中野 正剛

配当年次 3年

単位区分 必

関連資格

備考

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4.0

【授業のねらい】

昨年度は法廷教室で被害者参加制度を取り入れた裁判員裁判をさせて、刑事手続のあり方を体験させた。今年度は、判例百選などから刑事事件を取り上げて、それを裁判所や法律学者はどのように解決しているかをみてゆくことで、刑事法学的思考様式を学んでいきたいと思う。

【授業の展開計画】

開講日に、成績評価の約束事、演習のテーマなど受講生自身に決めさせる。その後、グループ編成、判例テーマの分担、報告、質疑応答、討論の順に行う。4月の履修登録時に、自分が興味を持っている問題を『演習登録カード』に詳しく具体的に書くこと。それを読んで登録の可否を決める。ただし、登録希望者を個別に呼び出して、課題を出して選抜することもある。実施する場合には、事前に研究室の掲示板に実施要綱を張り出すのでよく読んでおくこと。

【履修上の注意事項】

演習は、教員から「教えてもらう」場所ではなく、自分自身が「自ら学び取る」場所である。なにかを教えてもらえるだろうという受身の参加はだめ。必ず自分の意見を持って教室に来て、他の人の考えとどう違うのか、どちらが説得力があるかきちんと自分の頭脳で考えること。無断欠席、遅刻は厳しく取り締まる。

【評価方法】

①出欠状況、②報告の内容と授業中の発言。①を基本とし②を加点の方向で加味。ゆえに、無断で遅刻や欠席を繰り返すと確実に単位が与えられない。楽しいゼミにしたいので、私や同級生とだけ話しするのではなく、上級生にも盛んに質問などをして積極的に関わられる人が来て欲しい。

【テキスト】

六法（最新のもの）、演習 I の受講生は刑法判例百選 I 総論（有斐閣）、演習 II の受講生は刑法判例百選 II 各論、刑事訴訟法判例百選（有斐閣）。

【参考文献】

専門演習 I

担当教員 船越 優子

配当年次 3年

単位区分 必

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

債権法に関する重要判例や最近の判例を検討します。受講生は、各自が担当する判例について報告を行い、それをもとに全員で質疑応答、議論を行うことによって、理解を深め、法的問題に対する考え方を身につけることを目的とします。

【授業の展開計画】

基本的には、「民法判例百選」や「重要判例解説」等の判例集のなかから判例を選び、報告、討論することを予定していますが、取り上げる判例などは受講生の関心により相談の上、決定します。毎回、報告担当者のみならず、受講生全員が教材を予習した上で授業に出席し、議論へ自主的、積極的に参加することが求められます。

【履修上の注意事項】

民法総則、債権総論、債権各論を既に履修していることが望ましい。

【評価方法】

報告内容、授業への貢献度（質疑応答、討論への参加）、出席状況などを考慮して評価します。

【テキスト】

中田・潮見・道垣内編『民法判例百選Ⅱ（債権）』（第6版、有斐閣、2009年）。
その他、開講時に指示します。

【参考文献】

必要に応じて適宜紹介します。

専門演習 I

担当教員 坂本 達也

配当年次 3年

単位区分 必

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

会社法に関する専門知識の理解を深めることを目的として、学生諸君の自主的な研究発表と質疑応答による授業を進める。研究対象は、会社法に関する重要判例または最新判例とし、研究発表に際しては、簡単なレジュメを作成するものとする。会社法に関する広い視野と判断力を身につけるように努力することを求める。

【授業の展開計画】

【履修上の注意事項】

商法および会社法の科目を現在履修していること、またはその単位を取得していることが望ましい。

【評価方法】

評価方法は、主に出席状況によるものとし、研究発表、授業への参加等を考慮するものとする。

【テキスト】

①神田秀樹『会社法（第12版）』（弘文堂、平成21年）。②江頭憲治郎ほか編『会社法判例百選』（有斐閣、2006年）。①の本は、頻繁に改版される。最新の版を用意すること。教科書については、授業中適宜伝える。

【参考文献】

江頭憲治郎『株式会社法』（有斐閣）、弥永真生『リーガルマインド会社法』（有斐閣）。参考文献については、適宜授業中伝える。

専門演習 I

担当教員 末崎 衛

配当年次 3年

単位区分 必

関連資格

備考

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4.0

【授業のねらい】

税法に関する裁判例などを検討して、税法の基本的な仕組みや考え方、憲法や民法などとの関係を学ぶことを目標とします。法律の解釈には唯一絶対の正解がなく、1つの問題についてしばしば正反対の考え方（解釈）が戦わされます。「なぜ」AとBの2つの考え方に分かれるのか、「なぜ」自分はBよりもAの考え方の方が良いと思うのかなど、「なぜ」を考えるとところに法律学の面白さがあります。税法という素材を使ってその面白さを感じてもらいたいと思います。

【授業の展開計画】

前期は裁判例についてのゼミ生からの報告を、後期はディベート（異なる立場に分かれて行う討論）をそれぞれ中心に進めたいと考えていますが、ゼミ生の意見を聞きつつ、必要に応じていろいろな方法を試みたいと考えています。「なぜ」と考えることに役立つ方法を柔軟に取り入れるつもりです。

【履修上の注意事項】

ゼミと並行して「租税法」（講義）を受講すること。どうしても受講できない事情がある場合（演習登録カードに必ずその理由を書くこと）、その内容等を考慮してゼミの登録を認めることもあります。ゼミでの勉強をより効果的に行うために必要ですので、原則として講義の受講を求めます。

「なぜ」と考えるのが好きな人、または考える勉強をしてみたいと思っている人など、意欲のある人を歓迎します。

【評価方法】

報告内容、出席・発言状況などを総合して評価します。

【テキスト】

三木義一『よくわかる税法入門 税理士春香のゼミナール〔第5版〕』（有斐閣選書）

【参考文献】

別冊ジュリスト『租税判例百選〔第4版〕』有斐閣
その他、適宜指示・紹介します。

租税法

担当教員 末崎 衛

配当年次 3年

単位区分 選択

関連資格

備考

開講時期 通年

授業形態 一般講義

単位数 4.0

【授業のねらい】

税法というと、税額を計算するためのルールでとっつきにくいと思われがちです。しかし、不動産のような高額なものの取引をするときや遺産分割をするときに、税金の負担を考えない人はまずいません。サラリーマンになれば、税金は毎月もらう給料から天引きされます。皆さんの生活の中で税法と関わる場面は実は多いのです。この講義では、法学部の学生向けに書かれた入門書を使用し、具体的な例を通して、憲法や民法との関係にも触れながら、税法の考え方を学んでいきます。実は税法って結構面白いんだ、と感じてもらえればと思います。

【授業の展開計画】

※期末試験は第31回に行います。

週	授 業 の 内 容	週	授 業 の 内 容
1	ガイダンス (酒税法を題材に)	17	相続税法(2) 日本の課税方式と問題点
2	所得税法(1) 所得概念	18	消費税法(1) 消費税の基礎
3	所得税法(2) 納税義務の範囲	19	消費税法(2) 多段階付加価値税
4	所得税法(3) 課税単位	20	消費税法(3) 非課税・ゼロ税率
5	所得税法(4) 所得分類	21	法人税法(1) 法人税の根拠
6	所得税法(5) 給与所得課税	22	法人税法(2) 法人税の納税義務者
7	所得税法(6) 収入の帰属年度	23	法人税法(3) 法人税の計算構造
8	所得税法(7) 人的控除	24	租税手続法(1) 確定手続
9	所得税法(8) 所得税の計算構造	25	租税手続法(2) 税務調査
10	租税法律主義	26	租税処罰法
11	租税回避	27	租税救済法(1) 不服申立て
12	税法の体系	28	租税救済法(2) 税務訴訟
13	応能負担原則	29	地方税制
14	課税最低限	30	税の使途
15	中間試験	31	
16	相続税法(1) 課税の根拠		

【履修上の注意事項】

六法を必ず持参すること (他の講義でも使用する一般的なもので構いません。税法の条文は適宜担当者が用意します)。

毎回の講義の前にテキストを一読して来ること。

【評価方法】

中間試験・期末試験の成績によって評価しますが、補充的に出席等の要素も加味することがあります。

【テキスト】

三木義一編著『よくわかる税法入門 税理士春香のゼミナール〔第5版〕』(有斐閣選書)

【参考文献】

三木義一『日本の税金』(岩波新書)、三木義一『給与明細は謎だらけ』(光文社新書)
その他、講義の際に適宜紹介します。

担保物権法

担当教員 田中 稔

配当年次 3年

単位区分 選択

関連資格

備考

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 2.0

【授業のねらい】

債務者は自らの債務を任意に履行するとは限らない。そのため債権者は様々な形で債権回収を確実にしようとする。その代表的な方法の一つが抵当権をはじめとする担保物権である。本講義では、私たちの社会を支えているお金の流れを担保物権に関する法的ルールを知ること学ぶ。

【授業の展開計画】

民法典に規定されている4つの担保物権（留置権、先取特権、質権、抵当権）である典型担保と、民法典に規定されないが取引実務により形成された非典型担保（譲渡担保、仮登記担保、所有権留保など）について、概観します。取引実務における重要性を考慮して、抵当権（普通抵当、根抵当）を中心に取り上げます。また、担保物権により確保される優先弁済権を保全するため必要な不動産登記手続に時間を割く予定です。

【履修上の注意事項】

六法を必ず持参すること。

【評価方法】

小テストおよび期末試験（試験期間実施）によって評価します。

【テキスト】

レジュメを配布する。

【参考文献】

必要に応じて資料を配付します。

地方自治法

担当教員 朝崎 かたる

配当年次 3年

単位区分 選択

関連資格

備考

開講時期 通年

授業形態 一般講義

単位数 4.0

【授業のねらい】

日本国憲法が保障する地方自治を具体化する地方自治法は、（第一次）地方分権改革（平成11年）後毎年度行われてきた改正により、分権改革の観点から、その内容を充実させてきたが、「第二次分権改革」の具体化に向けての過程を通じて、更なる制度の改正が見込まれている。真の自治の確立への胎動が確かなものとなったこの時機に、地方自治制度の基本を定める地方自治法を学ぶことによって、これからの地方行政のあり方を考える。

【授業の展開計画】

- | | |
|------------------------|------------------------|
| 第1 序論 | 第4 地方行政組織 |
| 第1講[地方自治の意義] | 第16講[地方議会(その1)] |
| 第2講[憲法と地方自治] | 第17講[地方議会(その2)] |
| 第2 地方行政の主体としごと | 第18講[地方公共団体の長(その1)] |
| 第3講[地方公共団体の種類] | 第19講[地方公共団体の長(その2)] |
| 第4講[地方公共団体の事務(その1)] | 第20講[長と議会の関係(その1)] |
| 第5講[地方公共団体の事務(その2)] | 第21講[長と議会の関係(その2)] |
| 第6講[行政主体間の役割分担] | 第22講[委員会及び委員] |
| 第7講[国と地方公共団体との関係(その1)] | 第5 地方行政作用及び自主立法 |
| 第8講[国と地方公共団体との関係(その2)] | 第23講[法令の執行] |
| 第9講[地方公共団体の協力形式(その1)] | 第24講[自主立法(その1)] |
| 第10講[地方公共団体の協力形式(その2)] | 第25講[自主立法(その2)] |
| 第3 住民及び住民参政 | 第26講[行政指導及び要綱・協定行政] |
| 第11講[直接請求(その1)] | 第27講[その他の行政作用] |
| 第12講[直接請求(その2)] | 第6 地方財務 |
| 第13講[行政情報公開制度] | 第28講[監査制度] |
| 第14講[行政が保有する個人情報の保護制度] | 第29講[住民監査請求と住民訴訟(その1)] |
| 第15講[行政手続の民主化] | 第30講[住民監査請求と住民訴訟(その2)] |

※具体的には、初回の講義で提供する授業計画による。

【履修上の注意事項】

六法を携帯すること。

※六法を持たずに受講することは認めない。

【評価方法】

- (1) 試験 2～3回あり
- (2) 追再試験なし
- (3) 出席状況、試験の結果、受講時の態度などを総合的に判断する。

【テキスト】

久世公堯著『地方自治制度[第六次改訂版]』（学陽書房）／テキストのほかに、レジュメを提供する。さらに、現に全国の自治体で惹起している最新の事例を通して実践的な地方自治法を身につけるための資料を提供する。

【参考文献】

俵 静夫著『地方自治法』（有斐閣）、仲地 博著『沖縄の自治と自治体』（ひるぎ社）
成田・磯辺編『地方自治判例百選（第二版）』

手形・小切手法

担当教員 坂本 達也

配当年次 3年

単位区分 選択

関連資格

備考

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 4.0

【授業のねらい】

手形および小切手は、商取引における支払手段として重要な機能を有するものである。手形および小切手が支払手段として利用されるためにも、それらについての法制度が十分に整備されている必要があり、手形および小切手は優れた法規整により支えられている。手形および小切手は有価証券に含まれるが、手形および小切手とはどのような証券であるのか、また手形および小切手が有効であるためには、どのような事項が記載される必要があるのか等手形法および小切手法について理解することを目的として、手形法および小切手法について講義する。

【授業の展開計画】

- | | |
|------------------------------|----------------|
| 1. 総論 | 26. 為替手形 |
| 2. 約束手形の意義 | 27. 為替手形、小切手 |
| 3. 手形、小切手の属性など | 28. 小切手 |
| 4. 原因関係と手形関係 | 29. 手形訴訟、小切手訴訟 |
| 5. 約束手形上の記載事項 | 30. まとめ |
| 6. 約束手形上の記載事項 | 31. 定期試験 |
| 7. 手形行為独立の原則、手形の交付、手形行為の有効要件 | |
| 8. 手形行為独立の原則、手形の交付、手形行為の有効要件 | |
| 9. 手形行為独立の原則、手形の交付、手形行為の有効要件 | |
| 10. 代理方式による手形行為、無権代理 | |
| 11. 無権代理、機関方式による手形行為、手形の偽造 | |
| 12. 手形上の記載の変更、変造 | |
| 13. 手形上の権利の移転、通常の裏書譲渡 | |
| 14. 手形上の権利の移転、通常 of 裏書譲渡 | |
| 15. 手形上の権利の移転、通常 of 裏書譲渡 | |
| 16. 特殊の裏書譲渡など | |
| 17. 物的抗弁、人的抗弁 | |
| 18. 人的抗弁 | |
| 19. 人的抗弁 | |
| 20. 支払呈示、支払 | |
| 21. 遡求、手形債権の短期消滅時効、利得償還請求権 | |
| 22. 手形保証、公示催告手続、除権決定 | |
| 23. 白地手形 | |
| 24. 白地手形 | |
| 25. 白地手形、手形の書換 | |

【履修上の注意事項】

最新の六法が必要である。

【評価方法】

評価方法は、定期試験による。試験は、論述式によるものを予定している。

【テキスト】

弥永真生『リーガルマインド手形法・小切手法（第2版補訂2版）』（有斐閣、平成19年）。講義の際には、最新の教科書を用意すること。（教科書については、授業中に適宜伝える。）

【参考文献】

落合誠一ほか編『手形小切手判例百選 第6版』有斐閣2004/ 前田庸『手形法・小切手法』有斐閣1999/田邊光政『最新手形法小切手法 五訂版』中央経済社2007など

特殊講義Ⅴ（高齢化社会と法）

担当教員 井村 真己

配当年次 3年

単位区分 選択

関連資格

備考

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 2.0

【授業のねらい】

いわゆる「少子高齢社会」とは、人口における高齢者（65歳以上）の比率が14%を超え（高齢社会）、かつ合計特殊出生率が人口置換水準を遙かに下回り、かつ子供の数が高齢者よりも少ない社会という。わが国では、1997年より、このような少子高齢社会に突入している。こうした少子高齢社会への対処については医療や年金、社会福祉、雇用など幅広い観点から考察する必要がある、簡単に解決できるものではない。本講義では、少子高齢社会の実態を踏まえて、特に高齢者の生活保障のあり方について考察していきたい。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容
1	ガイダンス
2	少子高齢社会の現状①
3	少子高齢社会の現状②
4	少子高齢社会の現状③
5	高齢者と社会保障①
6	高齢者と社会保障②
7	高齢者と社会保障③
8	高齢者と雇用①
9	高齢者と雇用②
10	高齢者と雇用③
11	高齢者と人格の保護①
12	高齢者と人格の保護②
13	高齢者と人格の保護③
14	将来の展望
15	まとめ
16	

【履修上の注意事項】

本講義は、民法、労働法、社会保障法に関する基本的知識があることを前提として進めていくため、これらの講義を受講済みまたは受講中であることが望ましい。受講者が多数の場合は、学年・学科を問わず抽選する。

【評価方法】

成績評価は、学期末に行う試験の成績を基本とし、出席点を加味した上で行う。また、必要に応じてレポートを課すことがある。

【テキスト】

指定しない（レジュメを配布する）

【参考文献】

必要に応じて適宜紹介する。

特殊講義VI (比較法文化論 1)

担当教員 稲福 日出夫

配当年次 3年

単位区分 選択

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 2.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

「社会あるところ法あり」と語られる。それは「社会変われば法も変わる」ということをも意味するであろう。こうした法規範の相対性といったことは、ことさらとりたてて問題にせずとも常識に属することかもしれない。が、我々は無意識のうちに、自国の法文化を価値尺度として、他国の文化・感情に無理解のまま、判断することがありはしないか。この特殊講義では、素材を明治以降の代表的な法学者の見解や、また文学書・評論文に求め、比較的自由に法学の領域を斜断・越境していく内容にしたい。

【授業の展開計画】

先ず、穂積陳重の『法律進化論』や恒藤恭の「法文化論」をとりあげ、わが国の法文化研究の前史を紹介していく。次に戦後の川島武宜の「法意識論」や野田良之の「日本人の性格」「法文化の東西論」などを一緒に考えていく。その際、石川啄木や、その時代の代表的な評論文なども議論の素材にできたら、と思っている。また、『失樂園』のミルトン、ヘーゲルの歴史哲学と婚姻観など、家族論にかんする西欧の法文化を紹介したい。比較法文化論のテーマは多岐にわたる。身近なところに焦点をしぼりつつ、肩の凝らない法文化の比較論を試みていきたい。

【履修上の注意事項】

本学には、法学が好きで入学したが、入学後「法学嫌い」になった学生もいるだろう。また、もともと「法学嫌い」であったが、諸般の事情でやむなく「法学部」に入学した学生もいるだろう。古今東西を問わず、おそらく大半の法学生が同じ悩みを抱えていたはずで（『ファウスト』の有名な場面を思い起こしてほしい）、それは君ひとりが抱えている悩みではない。J. グリムは「厳密でない学としての法学」という。我々は「法」にどう向き合えばよいのか。それを自問しつつ講義に臨んでほしい。

【評価方法】

成績評価は、出席、時折課す小テスト、最終試験などを総合して評価の基準とする。

【テキスト】

特に指定しない。適宜、資料などプリントを配布する。

【参考文献】

講義の際、指示する。

法哲学

担当教員 徳永 賢治

配当年次 3年

単位区分 選択

関連資格

備考

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 4.0

【授業のねらい】

本講義は、西欧近代法(学)が生み出した法と道德、法と強制、法への服従義務、法の正当性と実効性と妥当性などの諸問題につき、具体的な事例を領域横断的に取り上げ、それに含まれる法哲学上の諸問題を理論的に論じる。受講生には、法学原論としての法哲学の学習を通して、これまで学んで来た実定法を再考してもらいたい。

【授業の展開計画】

異なる社会、民族、国家を貫いて進行する経済のグローバル化が直接または間接に引き起こす種々の問題(例えば、先住・少数民族、宗教、環境保護、男女の性役割、商取引、国際犯罪、情報通信等をめぐる法的紛争)が、世界のあちこちで生じている。欧米の法律家や法学者は、近代国家の法諸概念を用いて、この紛争の法的解決に努めているが、彼らの意図は、このような法的解決の方法が彼らのまた他の社会、民族、国家に対して及ぼす客観的な作用、結果と常に合致するとは限らないことがある(例えばアメリカがイラクで進める民主化)。法とは何かを考える。

週	授 業 の 内 容	週	授 業 の 内 容
1	法哲学の現代的課題	17	J. オースチンの法哲学Ⅱ
2	法哲学の学問的位置づけ	18	H. ケルゼンの純粋法学Ⅰ
3	法と道德	19	H. ケルゼンの純粋法学Ⅱ
4	悪意の密告者	20	H. L. A. ハートの法哲学Ⅰ
5	信仰と生命	21	H. L. A. ハートの法哲学Ⅱ
6	良心	22	L. フラーの法哲学
7	隣人愛	23	スキャンディナヴィアのリアリズム法学Ⅰ
8	毒樹の果実	24	スキャンディナヴィアのリアリズム法学Ⅱ
9	性道德	25	アメリカのリアリズム法学Ⅰ
10	逆差別	26	アメリカのリアリズム法学Ⅱ
11	貨幣	27	CLSⅠ
12	法と言語・論理	28	CLSⅡ
13	法と時間・空間	29	多元的法体制論
14	J. ベンタムの法哲学Ⅰ	30	期末試験
15	J. ベンタムの法哲学Ⅱ	31	
16	J. オースチンの法哲学Ⅰ		

【履修上の注意事項】

- (1) 人間にとって法はどのような意義をもつのかという問題意識をもって講義を受講することが望まれる。
- (2) 講義は、法哲学を勉強する場合のあくまでも一つの刺激にすぎない。講義中紹介する文献以外に、受講生は、自主的に人文・社会科学の諸文献に目を通して欲しい。
- (3) 法哲学の勉強は、努力と忍耐を必要とするが、どんな学問にも古来王道はない。自分の言葉で自分の頭を使って、法を哲学しよう。

【評価方法】

- (1) 期末試験を行う。
- (2) 出題の意図・趣旨とずれている答案、板書内容を箇条書きしただけの答案、結論を一言だけ書きそこに至る筋道が示されていない答案等は、評価の対象とならない可能性がある。
- (3) ときどき一定の仕方出席をとる。
- (4) レポートや試験の結果と出席状況をみて総合的に成績を評価する。

【テキスト】

なし。こちらで準備した資料を適宜配布する。

【参考文献】

- (1) ベンサム、山下重一訳『道德および立法の諸原理序説』中央公論社
- (2) J. Austin, Lectures on Jurisprudence or The Philosophy of Positive Law
- (3) ケルゼン、尾吹善人訳『法と国家の一般理論』木鐸社

法務研究Ⅲ

担当教員 田中 稔

配当年次 3年

単位区分 選択

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 2.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

不動産登記法のうち、表示に関する登記について、概観します。登記記録のうち表題部の記録事項を自分で書けるようになることをねらいとします。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容
1	はじめにー表示に関する登記とは何か
2	総論ー管轄登記所・登記官・申請適格
3	地図・地図に準ずる図面・土地所在図・地積測量図・建物所在図・建物図面・各階平面図
4	表題部の記録事項（土地）
5	表題部の記録事項（普通の建物）
6	表題部の記録事項（区分建物）
7	表題登記・変更登記・更正登記・滅失登記
8	土地の分筆・合筆の登記
9	建物の分割・区分・合併の登記
10	建物の合体・分棟の登記
11	区分建物の登記手続の特徴
12	敷地権の登記
13	地積測量図の作成
14	建物図面・各階平面図の作成
15	筆界特定
16	

【履修上の注意事項】

不動産登記法・不動産登記令・不動産登記規則の条文を持参することが望ましい。

【評価方法】

期末テストによって行います（試験期間中に実施する）。

【テキスト】

田中稔『不動産登記法の解説』（6訂版・一橋出版・735円）

【参考文献】

適宜紹介します。

保険・海商法

担当教員 脇阪 明紀

配当年次 3年

単位区分 選択

関連資格

備考

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 4.0

【授業のねらい】

今日、人が出生してより後、その死亡に至るまでの間に、保険による保護を受けることなくして近代的市民生活を営むことはほとんど不可能といつて良いであろう。すなわち、高度に発展し複雑化した現代社会にあっては、従来予測できなかったような種類の損害が生じる可能性があり、そのような多種多様な損害を填補し、それによって市民生活の安定をはかる制度として、今日、保険制度は極めて重要であり、次々と新種の保険商品が開発されている。

【授業の展開計画】

～授業のねらいの続き～

また、近年、金融界においては、銀行および証券業による保険業への相互参入が具体化されつつあり、平成7年度における保険業法の全面改正等を考慮すれば、保険の知識を有する保険制度の知識の習得を主たる目的として、本講義は、保険法に関する基礎的な学説や理論、および判例等を中心に、その平易な解説に努める。

週	授 業 の 内 容
1	保険の意義、保険制度の構造
2	保険の種類・営利保険と相互保険、普通保険約款
3	損害保険契約と生命保険契約、保険契約の意義および性質
4	損害保険契約の意義、損害保険契約の要素
5	損害保険契約の種類・再保険、被保険利益
6	保険価額、超過保険
7	重複保険、残存物代位
8	請求権代位、保険の目的物の譲渡
9	告知義務、告知義務違反の効果
10	告知事項・危険の変更、保険証券交付義務
11	保険金支払義務、保険者の支払うべき金額
12	保険料返還義務、保険料支払義務
13	損害発生の通知義務、生命保険契約の意義および種類
14	被保険利益、他人のためにする生命保険契約
15	保険者の義務、試験
16	

【履修上の注意事項】

保険法の分野は、きわめて特殊的・技術的な分野であり、かつ、平成7年および同9年において保険業法の全面改正がなされたところから、講義の際には、必ず小六法を持参されたい。

【評価方法】

原則として、後期試験の成績のみで評価する。ただし、受講者数が少ない場合には、レポートおよび平常の出席状況の評価をもって、これに換える。

なお、追再試は、一切行わない。

【テキスト】

大隈健一郎・大森忠夫編「商法概説（2）商法為法、保険法、海商法、手形・小切手法」（三訂版）（有斐閣）

【参考文献】

(1) 山下・竹濱・洲崎・山本「保険法」（有斐閣） (2) 大森忠夫「保険法（補訂版）」（有斐閣） (3) 鈴木竹雄「新版商行為法・保険法・海商法（第二版）」（弘文堂） (4) 田辺康平「新版現代保険法」（文眞堂）

民事執行法

担当教員 上江洲 純子

配当年次 3年

単位区分 選択

関連資格

備考

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 4.0

【授業のねらい】

実体法上の権利を有していても、その行使を妨げられたときにはどうすればよいのか。本講義では、国家が私人の権利実現を手助けする手段の一つである「民事執行」について学びます。その手続の中でも、中心的役割を果たしている「不動産に対する強制執行手続」の流れについて最初に把握した上で、動産執行や債権執行、そして担保権の実行手続についても順番に取り上げていきたいと思えます。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容	週	授 業 の 内 容
1	ガイダンス（民事執行法入門）	17	第三者異議の訴え①
2	民事執行手続の基本的な概念	18	第三者異議の訴え②
3	執行機関①	19	不動産執行の開始
4	執行機関②	20	不動産差押えの効力
5	不服申立方法	21	不動産の売却準備①
6	執行手続開始の要件	22	不動産の売却準備②
7	債務名義①	23	不動産の売却①
8	債務名義②	24	不動産の売却②
9	請求異議の訴え①	25	配当手続①
10	請求異議の訴え②	26	配当手続②
11	執行文	27	船舶等執行・動産執行
12	執行文付与の訴え	28	債権執行①
13	執行文付与に対する異議の訴え①	29	債権執行②
14	執行文付与に対する異議の訴え②	30	担保権の実行
15	中間試験	31	
16	執行の対象・執行停止・取消		

【履修上の注意事項】

最新の六法を必ず持参すること。民事法系の科目、特に（担保）物権法分野に関心があり、それらの科目や民事訴訟法を受講予定又は受講済みであることが望ましい。

【評価方法】

中間試験・期末試験の成績で評価する。

【テキスト】

上原敏夫・長谷部由起子・山本和彦著『民事執行・保全法（第2版補訂版）』有斐閣アルマ（有斐閣）

【参考文献】

霞総合法律事務所著『民事執行・保全判例インデックス』（商事法務）

民事訴訟法

担当教員 上江洲 純子

配当年次 3年

単位区分 選択

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 4.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

自ら有する権利を巡ってトラブルになったとき、その解決手段として誰もが思い浮かべるのが「裁判」でしょう。最近では、社会生活の複雑化や科学技術の進歩を反映して、従来法が想定していなかったような新しいタイプの民事紛争も登場し、裁判手続もまたより複雑化・多様化しています。

そこで本講義では、裁判所に持ち込まれた民事紛争がどのような手続を経て解決されていくのかという裁判手続の流れを中心に、司法制度改革や裁判手続の今後についても理解を深められるようにしたいと考えています。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容	週	授 業 の 内 容
1	ガイダンス（民事訴訟法入門）	17	訴え提起の効果
2	ADRと民事訴訟	18	本案・訴訟要件
3	民事訴訟手続の特色・現代的課題	19	訴えの利益①
4	裁判所①	20	訴えの利益②
5	裁判所②	21	当事者主義・職権主義①
6	民事裁判権①	22	当事者主義・職権主義②
7	民事裁判権②	23	口頭弁論の諸原則
8	裁判管轄①	24	証明の概念
9	裁判管轄②	25	証拠調べ手続①
10	裁判官の除斥・忌避・回避	26	証拠調べ手続②
11	当事者①－当事者の確定・当事者能力	27	訴訟の終了
12	当事者②－訴訟能力	28	判決の効力①
13	訴訟代理①－法定代理	29	判決の効力②
14	訴訟代理②－任意代理	30	上訴手続の流れ
15	中間試験	31	
16	請求の趣旨・原因・訴訟物		

【履修上の注意事項】

最新の六法を必ず持参すること。

民事法系の科目に関心があり、それらの科目や裁判法を受講予定又は受講済みであることが望ましい。

【評価方法】

中間試験・期末試験の成績で評価する。

【テキスト】

上原敏夫・池田辰夫・山本和彦著『民事訴訟法（第6版）』有斐閣Sシリーズ（有斐閣）

【参考文献】

上原敏夫・池田辰夫・山本和彦著『基本判例民事訴訟法（第2版）』（有斐閣）
『民事訴訟法判例百選（第3版）』別冊ジュリストNo169（有斐閣）

労働法 I

担当教員 井村 真己

配当年次 3年

単位区分 選択

関連資格

備考

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 4.0

【授業のねらい】

現代社会では、多くの人は生活の糧を労働による賃金によって得ている。そして、賃金を得るためには、会社（使用者）と契約（労働契約）を結んで、その契約に従って労働という債務を履行していかなければならない。本講義においては、こうした労働契約の成立・展開・終了において生じる多様な問題を扱う。講義の中心となるのは労働基準法であるが、これ以外にも、男女雇用機会均等法、労働者派遣法などの個別立法が存在しており、また労働審判法のような新しい法律も相次いで制定されているため、必要に応じてそれらについても言及する。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容	週	授 業 の 内 容
1	ガイダンス	17	労働時間・休憩・休日②（時間外労働）
2	総論①（雇用関係法とは何か）	18	労働時間・休憩・休日③（休憩・休日）
3	総論②（雇用関係法の適用対象）	19	労働時間・休憩・休日④（年次有給休暇）
4	労働契約①（労働契約の権利義務）	20	安全衛生・労災補償①（安全衛生）
5	労働契約②（契約期間）	21	安全衛生・労災補償②（労働災害）
6	労働契約③（就業規則）	22	安全衛生・労災補償③（労災補償の認定）
7	労働契約④（就業規則の不利益変更）	23	職場規律と懲戒①（職場規律）
8	労働憲章と均等待遇①（労働憲章）	24	職場規律と懲戒②（懲戒）
9	労働憲章と均等待遇②（均等待遇）	25	雇用関係の終了①（退職）
10	採用と人事①（採用内定）	26	雇用関係の終了②（解雇）
11	採用と人事②（昇格・降格）	27	非典型雇用①（パートタイム労働）
12	採用と人事③（配転・出向）	28	非典型雇用②（派遣労働）
13	賃金①（賃金支払の原則）	29	雇用関係の紛争解決システム①
14	賃金②（賞与・退職金）	30	雇用関係の紛争解決システム②
15	賃金③（休業手当）	31	
16	労働時間・休憩・休日①（労働時間の原則）		

【履修上の注意事項】

最新の六法を必ず持参すること。
登録者が多数の場合は、学部、学科、学年を問わず抽選する。

【評価方法】

成績評価は、講義時間中に何回か行う小テストの成績と出席点を加味する。期末試験は行わない予定である。

【テキスト】

指定しない（レジュメを配布する）。

【参考文献】

山川隆一『雇用関係法（第4版）』新世社
浅倉むつ子・島田陽一・盛誠吾『労働法（第3版）』有斐閣

労働法Ⅱ

担当教員 井村 真己

配当年次 3年

単位区分 選択

関連資格

備考

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 4.0

【授業のねらい】

本講義は、労働法のうち集団的労働関係と呼ばれる領域を扱う。集団的労働関係とは、労働者の団体である労働組合と使用者あるいは使用者団体との関係であり、その中心となる法律は労働組合法である。

本講義では、労働組合法の意義、機能、そして集団的労働関係の現状と課題について検討することを通じて、集団的労働関係の歴史的背景と現代的意義を理解することを目的とする。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容	週	授 業 の 内 容
1	ガイダンス	17	労働協約③（労働協約の一般的拘束力）
2	労働基本権①（労働基本権の歴史）	18	労働協約④（労働協約と労働条件変更）
3	労働基本権②（労働基本権の意義）	19	争議行為①（争議行為の概念）
4	労働基本権③（労働基本権保障の内容）	20	争議行為②（争議行為の正当性）
5	労働基本権④（労働基本権の制限）	21	争議行為③（争議行為と賃金）
6	労働組合①（労働組合の機能と形態）	22	争議行為④（争議行為と責任追及）
7	労働組合②（労働組合の内部運営）	23	争議行為⑤（使用者の争議対抗行為）
8	労働組合③（労働組合の組織変動）	24	争議行為⑥（争議調整）
9	労働組合④（組合活動(1)）	25	不当労働行為①（不当労働行為とは）
10	労働組合⑤（組合活動(2)）	26	不当労働行為②（不当労働行為の主体）
11	団体交渉①（団体交渉の意義と形態）	27	不当労働行為③（不当労働行為意思）
12	団体交渉②（団体交渉の当事者）	28	不当労働行為④（不当労働行為の類型(1)）
13	団体交渉③（団体交渉の手続・態様）	29	不当労働行為⑤（不当労働行為の類型(2)）
14	団体交渉④（団交拒否の救済）	30	不当労働行為⑥（不当労働行為の救済）
15	労働協約①（労働協約の意義）	31	
16	労働協約②（労働協約の法的性質）		

【履修上の注意事項】

最新の六法を必ず持参すること。

登録者が多数の場合は、学部、学科、学年を問わず抽選する。

【評価方法】

成績評価は、講義時間中に何回か行う小テストの成績と出席点を加味する。期末試験は行わない予定である。

【テキスト】

テキストは指定しない（講義レジュメを配布する）。

【参考文献】

西谷敏『労働組合法（第2版）』有斐閣

浅倉むつ子・島田陽一・盛誠吾『労働法（第3版）』有斐閣

専門演習Ⅱ

担当教員 徳永 賢治

配当年次 4年

単位区分 必

関連資格

備考

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4.0

【授業のねらい】

【授業の展開計画】

【履修上の注意事項】

【評価方法】

【テキスト】

【参考文献】

専門演習Ⅱ

担当教員 稲福 日出夫

配当年次 4年

単位区分 必

関連資格

備考

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4.0

【授業のねらい】

この演習では、実定法を直接の対象とはしない。19世紀初頭にサヴィニーによって確立されたドイツ歴史法学派の法学観が、わが国の近代法形成にどのような影響を及ぼしたのか、ゼミ生と一緒に考えていきたい。

【授業の展開計画】

ドイツの法学者サヴィニーやグリム兄弟、また、わが国の近代法の基礎を築いた穂積陳重などの基礎的文献を読む予定である。しかし、ゼミの進め方の具体的な計画は、テキストも含めて、相談して決めたい。

【履修上の注意事項】

少人数のゼミ生で、輪読したり、討論・発表してもらいながら進めていくかたちをとるので、無断欠席・遅刻が許されないのは勿論である。読書することを苦手としない協調心のある学生の登録を希望する。

【評価方法】

成績評価は、出席状況や、ゼミへのかかわり方、その意欲などを総合して、評価の基準とする。

【テキスト】

未定。相談して決める。

【参考文献】

ゼミをすすめるなかで、適宜指摘する。

専門演習Ⅱ

担当教員 脇阪 明紀

配当年次 4年

単位区分 必

関連資格

備考

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4.0

【授業のねらい】

【授業の展開計画】

【履修上の注意事項】

【評価方法】

【テキスト】

【参考文献】

専門演習Ⅱ

担当教員 井端 正幸

配当年次 4年

単位区分 必

関連資格

備考

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4.0

【授業のねらい】

この演習では、憲法をめぐる諸問題について、素朴な疑問から出発しながら、さまざまな視点、角度から考えることを通じて、より体系的で専門的な知識、および柔軟で論理的な思考力を身につけることを目標にする。

問題に応じて、社会的背景をふまえるとともに学説や判例などを整理・検討し、視野を広げながら問題点を掘り下げ、ポイントを的確につかむように努力してもらいたい。

【授業の展開計画】

未定。開講時にグループ編成、テーマの分担などを決める予定。

週	授 業 の 内 容	週	授 業 の 内 容
1		17	
2		18	
3		19	
4		20	
5		21	
6		22	
7		23	
8		24	
9		25	
10		26	
11		27	
12		28	
13		29	
14		30	
15		31	
16			

【履修上の注意事項】

(1) 基本的なテキスト類は、なるべく早いうちに読んでおくこと。

* なお、憲法のテキスト類は多数あるが、各自で自由に選択すればよい。

(2) 「憲法Ⅰ」の単位を取得していない学生の登録は認めない（ただし、編入生を除く）。

【評価方法】

成績評価は、演習の際の報告や討論（発言）、レポートの内容などを総合的に考慮して判断する。

【テキスト】

未定。ただし、開講時に報告予定テーマ一覧を配布する予定。

【参考文献】

(1) 浦部・大久保・森・山口編『現代憲法講義2 [演習編]』法律文化社
 の争点・第3版』有斐閣 (2) 高橋和之・大石眞編『憲法
 I・II』有斐閣、など。

専門演習Ⅱ

担当教員 小西 由浩

配当年次 4年

単位区分 必

関連資格

備考

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4.0

【授業のねらい】

本演習では、受講者各人の興味・関心にそって個別の研究テーマを選び、文献の収集、報告等をつうじて全体で議論していきたい。犯罪と刑罰に関わるものであれば、テーマは自由である。積極的にゼミに関われる学生を求める。

【授業の展開計画】

【履修上の注意事項】

【評価方法】

出席状況、報告態度等を判断の基準にする。ともかくも積極的に関わろうとすることが大切である。

【テキスト】

個別に指示する。

【参考文献】

専門演習Ⅱ

担当教員 前津 榮健

配当年次 4年

単位区分 必

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

行政法の講義で得た基礎的な知識に基づき、行政法における重要な論点について、事例を通して、従来の理論や判例の妥当性と問題点を明らかにしていきたい。また、ゼミ報告を通して、行政法で得た知識を深めると共に、日常の行政問題に関する関心と解決能力を高めていきたい。

【授業の展開計画】

- (ア) 行政法の基本原理の理解
- (イ) テーマの設定
- (ウ) 個別報告

【履修上の注意事項】

受講者は、原則として行政法Ⅰを履修した者、行政法Ⅱを履修する者を優先する。討論やゼミ活動に自ら積極的に参加し、発言できる意欲のある学生を希望する。

【評価方法】

成績評価は、報告の内容、討論、レポート、出席状況等を総合的に判断して行なう

【テキスト】

テーマに関連する文献を指示する。

【参考文献】

テーマに関連する文献を指示する。

専門演習Ⅱ

担当教員 熊谷 久世

配当年次 4年

単位区分 必

関連資格

備考

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4.0

【授業のねらい】

家族法の範囲で、判例研究を中心とした特定テーマの分析を行います。基本的な判例を分析検討したり、最近の重要な判例を題材にした事例研究です。また、家族法では新しい物の見かたが必要な場合も多く、重要な論文も随時輪読する予定です。国際結婚・離婚や国際養子、重国籍や無国籍、生殖医療の進展にともなう精子の凍結保存や代理母問題への法的対応など、国際的視野で家族法制の問題点に迫りたいと思います。自由な雰囲気です活潑な議論ができるよう、学生の自主性を尊重した専門演習の場としていきたい。

【授業の展開計画】

学生が数名で一組になって関心のあるテーマを設定し報告を行い、それについて全員による討論を行うという方式です。設定するテーマを見つけるのは学生であり、ゼミの運営そのものも学生の自主性に委ねられます。個別の問題に関する演習形式の勉強を通じて、家族法および国際私法をより深く修得することを目的としています。自由な雰囲気の中、活潑な議論がおこなわれるよう期待しています。

なお、卒業年次であることから、希望する学生には、各種の試験対策にもできる限り対応したいと考えています。

【履修上の注意事項】

六法（最新版）を毎回持参してください。

【評価方法】

出席および前・後期における報告等を勘案して総合評価する。

【テキスト】

指定しない。

【参考文献】

「家族法判例百選（第6版）」及び「国際私法判例百選」を主要とし、報告者のテーマに応じて適宜指示する。

専門演習Ⅱ

担当教員 田中 稔

配当年次 4年

単位区分 必

関連資格

備考

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4.0

【授業のねらい】

私たちの日常生活で直面する紛争の大部分は最終的には損害賠償（債務不履行・不法行為）をめぐる争いに帰着します。そこで、損害賠償に関する諸問題を具体例の検討を通して考え、私たちがどのように生活しているのかを学びたいと思います。

【授業の展開計画】

損害賠償に関する重要な最高裁判決を題材に、担当者の報告・受講者全員の質疑応答を通じて、損害賠償に関する基本法理を探っていきます。

【履修上の注意事項】

受講者は、報告を担当した回だけでなく、報告者と同様の準備をして、主体的に議論に参加すること。

【評価方法】

報告の内容、授業への参加、など総合的に行う。出席を重視する。

【テキスト】

民法判例百選Ⅰ・Ⅱ、重要判例解説等。

【参考文献】

担当教員の論文等。
その他に、適宜、必要な資料を指示する。

専門演習Ⅱ

担当教員 井村 真己

配当年次 4年

単位区分 必

関連資格

備考

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4.0

【授業のねらい】

労働法とは、労働者の企業における地位、処遇、労働条件、その他すべての職業生活を総合的に規律することを目的とした法律の総称である。グローバル化や少子高齢社会の進展など、近年の社会状況を反映して、労働関係においては、セクシュアル・ハラスメント、パートタイム労働、派遣労働、育児・介護休業などのさまざまな問題が噴出している。この演習では、労働法をめぐる諸問題について、その意義と課題を検討する。

【授業の展開計画】

講義の具体的な計画・内容については、受講者と相談の上決定したい。

【履修上の注意事項】

最新の六法を必ず持参すること。

「演習」である以上、受講者には積極的な討論を求めたい。

なお、労働法Ⅰおよび労働法Ⅱを受講済みかまたは受講予定であることが望ましい。

【評価方法】

成績評価は、演習での報告や討論、レポート、出欠等を総合して判断する。

【テキスト】

テキストは使用しない。

【参考文献】

必要に応じて適宜紹介する。

専門演習Ⅱ

担当教員 比屋定 泰治

配当年次 4年

単位区分 必

関連資格

備考

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4.0

【授業のねらい】

本演習の目的は、報告および討論を通じて、参加者が国際法的な知識・考え方を身につけ、国際情勢についての先見性を養うことにある。そのために、報告者には国際法に関連するテーマでの報告を行ってもらい（テキストの分析、国際判例の紹介、進行中の国際問題の検討など）、参加者には報告に対する議論を求める。

ただし、上記の目的を離れない範囲であれば、参加者・報告者の希望に基づいて、報告形式を全体的に、または、個別に変更することもある。

【授業の展開計画】

報告形式（個人報告、グループ報告など）および報告テーマなどについては、報告者・参加者の希望に基づいて、適宜決定する。

【履修上の注意事項】

国際法Ⅰ（できればⅡ～Ⅳも）の講義を履修していること（演習と同時並行の受講でもよい）が望ましい。

【評価方法】

報告内容、出席状況などを総合して判断する。

【テキスト】

報告者のテーマや希望に沿うものを適宜紹介する。

【参考文献】

報告者のテーマや希望に沿うものを適宜紹介する。

専門演習Ⅱ

担当教員 大山 盛義

配当年次 4年

単位区分 必

関連資格

備考

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4.0

【授業のねらい】

現代は契約社会である。私たちの多くは何らかの形で契約と関わりを持っている。本演習では、様々な契約を取り上げ、その意義と法的問題を検討することを目的とする。

【授業の展開計画】

判例研究を中心に行う。

毎回、報告者（2名～3名担当）を決め、割り当てられた判例を研究し報告してもらう。その後で参加者全員で討論する。

判例研究は、「事実の概要」「判旨」「検討」というスタイルをとる。

なお「検討」では、これまでの学説および判例はどのようなものがあるか、また、報告する判例とそれらがどのような関係にあるのか、またこの判例の意義はどこにあるのか、といったことを論じる。

演習での報告のためには、「資料収集」（当該判例に関する学説とこれまでの裁判例など）、「資料分析」（分析と自分の考えをまとめ、一緒に報告する他の担当者との理解をすりあわせる）、「発表」（レジュメ作成、演習での報告）、という三つの過程がありそれぞれが重要である。

【履修上の注意事項】

契約法を中心に扱うので、民法について基本的な理解を有する学生の参加を望む。

また、様々な社会問題（サラ金、クレジット・ローン、金融取引、売買に係わる諸問題、住宅問題、あるいは悪徳商法など）に関心があり、かつ、これらを解決するために法律を勉強しようとする意欲を持つ学生を歓迎する。

真摯、かつ、けじめのある態度で演習に参加することが重要である。

【評価方法】

演習での研究報告のみならず、演習に対する取り組み方など全てを考慮して判断する。

【テキスト】

特に指定しない。

【参考文献】

発表テーマに応じて、その都度紹介する。

専門演習Ⅱ

担当教員 上江洲 純子

配当年次 4年

単位区分 必

関連資格

備考

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4.0

【授業のねらい】

民事訴訟に関する諸問題について判例を題材に個人やグループで報告を担当し、報告テーマについて議論を重ねることで論理的なものの見方や考え方を養う。また、民事訴訟の仕組みについて理解を深め、理論的な主張の展開方法を学ぶため、模擬裁判形式を取り入れた演習も予定している。

【授業の展開計画】

演習の初回に、スケジュール、演習の方式、役割分担について、受講者と相談の上、決定する。

【履修上の注意事項】

民事訴訟法を受講予定又は受講済みであること。

【評価方法】

演習への参加姿勢、報告や討論の際の発言、出席状況を総合的に評価する。

【テキスト】

【参考文献】

『民事訴訟法判例百選（第3版）』別冊ジュリストNo169（有斐閣）

専門演習Ⅱ

担当教員 中野 正剛

配当年次 4年

単位区分 必

関連資格

備考

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4.0

【授業のねらい】

【授業の展開計画】

【履修上の注意事項】

【評価方法】

【テキスト】

【参考文献】

専門演習Ⅱ

担当教員 船越 優子

配当年次 4年

単位区分 必

関連資格

備考

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4.0

【授業のねらい】

債権法に関する重要判例や最近の判例を検討します。受講生は、各自が担当する判例について研究報告を行い、それをもとに全員で質疑応答、議論を行うことによって、理解を深め、法的問題に対する考え方を身につけることを目的とします。

【授業の展開計画】

基本的には、「民法判例百選Ⅱ」「重要判例解説」等の判例集のなかから判例を選び、報告、討論することを予定していますが、取り上げる判例などは受講生の関心により相談の上、決定します。毎回、報告担当者のみならず、受講生全員が教材を予習した上で授業に出席し、議論へ自主的・積極的に参加することが求められます。

【履修上の注意事項】

民法総則、債権総論、債権各論を既に履修していることが望ましい。

【評価方法】

報告内容、授業への貢献度（質疑応答、討論への参加）、出席状況などを考慮して評価します。

【テキスト】

中田・潮見・道垣内編『民法判例百選Ⅱ（債権）』（第6版、有斐閣、2009年）。その他、授業で説明します。

【参考文献】

必要に応じて適宜紹介します。

専門演習Ⅱ

担当教員 坂本 達也

配当年次 4年

単位区分 必

関連資格

備考

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4.0

【授業のねらい】

会社法に関する専門知識の理解を深めることを目的として、自主的な研究発表と質疑応答による授業を進める。研究対象は、会社法に関する重要判例または最新判例とし、研究発表に際しては、簡単なレジュメを作成するものとする。会社法に関する広い視野と判断力を身につけるように努力することを求める

【授業の展開計画】

【履修上の注意事項】

商法および会社法の科目を現在履修していること、またはその単位を取得していることが望ましい。

【評価方法】

評価方法は、主に出席状況によるものとし、研究発表、授業への参加等を考慮するものとする。

【テキスト】

①神田秀樹『会社法（第11版）』（弘文堂、平成21年）。②江頭憲治郎ほか編『会社法判例百選』（有斐閣、2006年）。①の本は、頻繁に改版される。最新の版を用意すること。教科書については、授業中適宜伝える。

【参考文献】

江頭憲治郎『株式会社法』（有斐閣）、弥永真生『リーガルマインド会社法』（有斐閣）。参考文献については、適宜授業中伝える。

専門演習Ⅱ

担当教員 末崎 衛

配当年次 4年

単位区分 必

関連資格

備考

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4.0

【授業のねらい】

税法に関する裁判例などを検討して、税法の基本的な仕組みや考え方、憲法や民法などとの関係を学ぶことを目標とします。法律の解釈には唯一絶対の正解がなく、1つの問題についてしばしば正反対の考え方（解釈）が戦わされます。「なぜ」AとBの2つの考え方に分かれるのか、「なぜ」自分はBよりもAの考え方の方が良いと思うのかなど、「なぜ」を考えるとところに法律学の面白さがあります。税法という素材を使ってその面白さを感じてもらいたいと思います。

【授業の展開計画】

前期は裁判例についてのゼミ生からの報告を、後期はディベート（異なる立場に分かれて行う討論）をそれぞれ中心に進めたいと考えていますが、ゼミ生の意見を聞きつつ、必要に応じていろいろな方法を試みたいと考えています。「なぜ」と考えることに役立つ方法を柔軟に取り入れるつもりです。

【履修上の注意事項】

「租税法」（講義）を受講済みであるか、ゼミと並行して受講すること。どうしても受講できない事情がある場合（演習登録カードに必ずその理由を書くこと）、その内容等を考慮してゼミの登録を認めることもあります。ゼミでの勉強をより効果的にするために必要ですので、原則として講義の受講を求めます。

「なぜ」と考えるのが好きな人、または考える勉強をしてみたいと思っている人など、意欲のある人を歓迎します。

【評価方法】

報告内容、出席・発言状況などを総合して評価します。

【テキスト】

三木義一『よくわかる税法入門 税理士春香のゼミナール〔第5版〕』（有斐閣選書）
（第4版を持っている人はそれでも可）

【参考文献】

別冊ジュリスト『租税判例百選〔第4版〕』有斐閣
その他、適宜指示・紹介します。